

黨、省銀行經理壽昌田、實業銀行經理周顯士、辛泰銀行經理車梅庭、農民銀行經理沈鏡、華南銀行經理林春丞の七人を執行委員と爲し、同時に壽昌田、馮薰、沈鏡を常務委員に推し、各委員は聯合宣誓を爲して其の職に就いた。
 (民國二十六年六月七日閩報)

第二 錢 莊

福建省に現存する錢莊は下表の如く約六十軒あり、最も多きは廈門地方思明縣内に半數以上を占め、福州地方閩侯縣に十八軒を存する。何れも幣制改革前の設置に係るもので、古きは前清時代に設立したものが七、八軒あるが、民國二十年以後に設立したのも約二十軒に近いのである。而して資本額は三十八萬元の金寶和を首とし、三十萬元の漳源が之に次ぎ、その他十萬元以上のものが八軒ある。
 其の概況は左表の如くである。

錢 莊 一 覽 表

市縣莊	號	設立年月	資本額(元)	株主	正副經理	所在地
三都裕	寧興	民國十七年七月	五〇、〇〇〇	陳胎瑞、郭寶泰	陳文翰	
建寧	同	廿二年三月	一〇、〇〇〇	鄒焜	鄒炳籌	
永建	同	廿三年七月	二、〇〇〇	余子安		
思明	同	十七年	四〇、〇〇〇	李應霖、黃燕生	黃燕生	昇平路

永泰	同	二十年	三五、〇〇〇	周祖培、魏崐記	杜德馨	秋打鐵街
同原	同	十九年	三〇、〇〇〇	王濤秋、吳仲甫	壽山開	元路
有利	同	二十年	二〇、〇〇〇	吳經瑞、吳幼三	曾瓊林	江道
和泰	同	十九年	五〇、〇〇〇	郭福昌、陳育煥	陳種煥	鷺江道
和泰	同	十九年	五〇、〇〇〇	盧玉成記、李茂記	李肇基	
和源	同	十六年	一二、〇〇〇	楊震容記、李增鴻	吳開添	竹路
和源	同	十六年	一二、〇〇〇	蔣以景、蔣蘊記	吳開添	竹路
和源	同	十六年	一二、〇〇〇	蔣以詣、陳華登	吳開添	竹路
和源	同	十六年	一二、〇〇〇	陳胎甫	陳美栢	鐵街
和源	同	十六年	一二、〇〇〇	張振南、翁裕記	陳美栢	鐵街
和源	同	十六年	一二、〇〇〇	陳成記	陳美栢	鐵街
和源	同	十六年	一二、〇〇〇	股份公司	吳美栢	鐵街
和源	同	十六年	一二、〇〇〇	林天送、林文彬	吳美栢	鐵街
和源	同	十六年	一二、〇〇〇	何興化、何鑣記	陳古董	鐵街
和源	同	十六年	一二、〇〇〇	林滾、青雲	何興化	鐵街
和源	同	十六年	一二、〇〇〇	雷滾、青雲	何興化	鐵街
和源	同	十六年	一二、〇〇〇	隆盛行、林增水	雷鄒雲	鐵街
和源	同	十六年	一二、〇〇〇	吳簡	林增水	鐵街

寶祥天泰瑞	源康元裕餘	民同同同同	前廿廿廿十	卅四四年一	五五五五五	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	董族劉羅韋	笏仲景伯錦	臣端韓凱昌	鄭吳施陳雲	世少錫琇懷	榕樂如藩棠	同南同同同	同臺中同	下亭大橋中	杭亭頭亭街
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------

(臺灣銀行調查金融幣制並に財政に關する參考資料)

第二項通 貨

第一 紙 幣

中央政府は民國二十四年十一月幣制改革を斷行し、中央、中國、交通三銀行の紙幣を國幣とし、之を以て現銀の回收を圖つた爲に、爾來右三銀行の紙幣と其の後農村復興を目的として、設立した中國農民銀行の紙幣とが通貨の大部分を占むるに至り、流通高三千萬元と推定せられる。之に次いで流通の盛んなのは百萬元を限度とし、發行を許可せられて居る福建省銀行の小額紙幣で、其の發行高は濫發の爲に一千萬元に上り、此の外中央銀行及中國農民銀行の小額紙幣二百萬元見當が流通してゐる。

第二 硬 貨

一弗銀貨及銀小洋は銀回收の結果流通が激減したが、民國二十五年二月以降中央政府の發行した新補助貨(十進法)は左記の如くである。

ニッケル貨	廿分	六・〇瓦	純ニッケル
	十分	四・五	同
	五分	三・〇	同
銅 貨	一分	三・五	銅九五、錫五
	半分	一・五	同

此の銅貨は未だ發行不充分的爲に、舊來の銅貨が尙ほ盛んに流通してゐる。

第三 莊 票

廈門地方では既に錢莊間の取引にも銀行の小切手を使用するに至つたが、福州地方にては未だ錢莊及支那商人間に莊票が流通してゐる。但し錢莊の勢力は銀行の進出に依つて著しく衰微し、従つて莊票の流通も漸減しつつある。

(同上)

第五章 財政

第一節 概説

第一項 中央財政

福建は華南に位し、山を背ひ海に面し、氣候溫和で産物は豊富である。就中魚、鹽の利は最も裕かなるが故に、國稅の本省に於ける收入も關稅、鹽稅を大宗とし、烟酒、印花、統稅が之に次ぎ、此の外尙ほ鑛稅、發行稅等があるも微々たるものである。左に大宗收入に就いて分述する。

第一 關稅

福建對外貿易の主要開港は福州、厦門、三都澳の三港であり、福州は一八四三年開港され、閩江下游に位して閩中各縣貨物集散の中樞を扼し、一八六一年英人レイに由り閩海關を創設した。厦門は閩南重鎮として本省商業の中心となり、貿易額常に全省に冠し、同じく一八六一年に厦海關を設立した。三都澳は貧瘠偏僻の島嶼なるも、林産物豊饒で、殊に福寧一帶の産茶は最も著名である。一八九九年右兩港と異り、條約に依らずして自立開港し福海關を設置した。三海關の稅收は厦門を最多とし、其の比率は厦門が六、七割、福州が三、四割、三都澳は僅かに二、三割に過ぎぬ。全省總稅收は下表の如くに民國二十、二十一年を最高とするも民國元年以來著しく増加を示して居る。

民國元年以來福建海關稅收總額

年別	福建稅收總額 (單位國幣千元)	全國に對する 百分比率	年別	福建稅收總額 (單位國幣千元)	全國に對する 百分比率
民國元年	三、八九	五・一	民國十三年	二、四八	三・三
同二年	二、九六	四・一	同十四年	二、六〇	三・四
同三年	二、〇三	三・三	同十五年	二、九四	三・四
同四年	一、九七	三・四	同十六年	四、七五	四・四
同五年	一、七六	三・一	同十七年	二、九三	三・三
同六年	一、四〇	二・五	同十八年	五、六六	四・四
同七年	一、四七	二・五	同十九年	七、九五	五・八
同八年	一、八七	二・五	同二十年	九、四七	六・六
同九年	一、七〇	二・三	同二十一年	九、九一	六・二
同十年	二、三三	三・五	同二十二年	八、四二	五・四
同十一年	二、〇四	三・三	同二十三年	八、五五	五・六
同十二年	一、〇六	二・三	同二十四年	八、八五	五・八

福建三海關最近五箇年間の稅收額及百分比率 (單位千元)

年別	閩海關		厦海關		福海關	
	稅額	比率	稅額	比率	稅額	比率
民國二十一年	二、九五	三〇・一	六、五七	六七・〇	二、〇〇	二・八

同	二十二年	二九二	三五三	五二二	三〇〇	三三〇	二八
同	二十三年	二八八	三三三	五五七	三〇九	三三三	二九
同	二十四年	二七六	三二九	六〇六	六二二	三三	一〇
同	二十五年	三二五	三六二	五四五	六二九	二〇六	二二

海關收入は一九三一年の關稅自主前迄は、現在同様に輸出入稅、噸稅等の外に、復進口稅(沿岸貿易稅)、子口半稅(内地通過稅)等を含んでゐるが、其の後は兩者を廢止した代りに轉口稅(内國品の汽船に依る)を新設したのである。

尙ほ前表の外に一九三一年六月以前は前清時代からの常關稅があり、常關稅中海關監督の直接管理に屬する泉州、涵江、銅山、沙埕の四關に於けるものと、稅務司の兼辦に屬する福州、厦門及三都澳の三關に於けるものとがある。而して後者の收入は左表の如くである。

民國元年(一九二二年)以降常關收入

年	別	福州常關	厦門常關	三都澳	合計	年	別	福州常關	厦門常關	三都澳	合計
一九一二年		一六九五	七二七	六〇二	三〇七四	一九二二年		二四三六	一四〇一	一〇三五	四七七一
一九一三年		一八三二	六七五	七三六	三三四九	一九二三年		二四九五	一〇七六	一三三七	四八二七
一九一四年		一六七五	八二七	七〇九	三二九一	一九二四年		二四〇九	一〇三五	一六九三	四七〇一
一九一五年		一九〇五	八七五	七〇九	三三九四	一九二五年		二六〇九	一〇七九	一〇七五	四七六三
一九一六年		一八二九	七〇九	八二二	三三六〇	一九二六年		二〇四七	九二〇	一〇一七	三九八四

年	別	福州常關	厦門常關	三都澳	合計	年	別	福州常關	厦門常關	三都澳	合計
一九一七年		二四三六	七五二	八四六	三九三四	一九二七年		一八四四	八三四〇	九四七〇	三六二五
一九一八年		三六一三	八四三	八三三	四三九〇	一九二八年		一八七五	七〇九	九〇七九	三四〇〇
一九一九年		三四二六	一〇九二	九〇五	四四二三	一九二九年		二六八八	八六九	一四〇五	四八六三
一九二〇年		三四六五	一〇九二	九〇〇	四四五六	一九三〇年		二四二二	一一〇七	一三〇五	四四九一
一九二一年		二七六三	一五七三	一〇五六	三九三三	一九三一年(上半期)		一〇五八	五〇三	五六三	二〇七六

(The China Year Book, 1916, 1919, 1923, C.M.G. Annual)
(Trade of Return, 1931, Amoy, Foochow, Swatow)

第二 鹽 稅

本省に於ける鹽の産額は既述の如く近年百萬擔を越え、福建鹽務稽核分所の報告に徴すれば、晒鹽者は五萬人以上あつて民生に重大の關係を有する。

鹽稅の徵收機關は中央機關の下に、本省には福建鹽務稽核分所を設置し、一切の稅收を綜理せしめ、其の下に左記各局所を分設してゐる。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 一、莆下收稅局 | 二、山腰收稅局 | 三、埕邊收稅局 |
| 四、韓厝寮收稅局 | 五、江陰收稅局 | 六、厦門支所 |
| 七、詔浦收稅局 | 八、蓮河收稅局 | 九、潯美收稅局 |
| 十、石碼倉 | 十一、雲詔倉 | 十二、東山倉 |
| 十三、漳浦倉 | 十四、臺倉秤放處 | 十五、島嶼漁鹽局 |

十六、上游整理處

十七、平潭漁鹽局

鹽稅々率は各場産鹽の品質不同に因り食鹽、漁鹽の二種に分ち、其の課稅率は次の如くである。(一擔に付)

鹽	別	正稅	中央附加	外債附加	建設附加	營運費
食鹽		一元〇〇	四〇〇	〇・三〇	〇・一〇	各地不同
漁鹽		一元〇五				同

鹽稅收額は關稅の次位を占め、民國二十一年には曾つて四百萬元を突破したが、爾後兩年とも漸減した。最近五年間の稅收總額は左の如くである。

年別	民國十九年	二十年	二十一年	二十二年	二十三年
鹽稅總額	三、四四七、八五八元	三、七〇一、二三九元	四、〇一四、三四四元	三、七八一、三八五元	二、八九九、一二七元

第三 印花稅及烟酒稅

印花、烟酒兩稅は從來印花烟酒局に於て併收の處、民國二十三年十一月より印花のみの賣捌を郵便局に代理せしめ、今日に至るまで一年有餘を閱し、各方面に便利を與へたが、稅績は餘りに擧らず、兩稅の年額は七、八十萬元餘である。中央は徵收の最高機關として福建印花烟酒稅局を設置し、其の下に分局三十八箇所を分設した。其の局名、所在地、徵收區域、及二十三年度徵收額を左に列擧する。

甲 印花稅の印花分局

名	稱	所在地	徵收區域	二十三年度徵收額	名	稱	所在地	徵收區域	二十三年度徵收額
閩侯	印花分局	福州	閩侯縣	一四八三、三五元	汀	屬	峯市	上杭、永定、長汀、連城、寧化、清流、明溪、武平、建甌、建陽、浦城、崇安、松溪、政和、將樂、沙縣、永安、順昌、尤溪、龍岩、漳平、寧洋	不詳
閩侯	同	福州	閩侯縣	一六〇〇〇元	建	屬	巖	建甌、建陽、浦城、崇安、松溪、政和、將樂、沙縣、永安、順昌、尤溪、龍岩、漳平、寧洋	二六、三五元
閩侯	同	福州	閩侯縣	八五〇〇元	延	屬	平	永安、順昌、尤溪、龍岩、漳平、寧洋	八〇、〇〇〇元
閩侯	同	福州	閩侯縣	不詳	龍	屬	岩	永安、順昌、尤溪、龍岩、漳平、寧洋	不詳
閩侯	同	福州	閩侯縣	不詳	邵	屬	武	永安、順昌、尤溪、龍岩、漳平、寧洋	不詳
閩侯	同	福州	閩侯縣	一〇、〇〇〇元	邵	屬	武	永安、順昌、尤溪、龍岩、漳平、寧洋	不詳
閩侯	同	福州	閩侯縣	不詳	壽	屬	安	永安、順昌、尤溪、龍岩、漳平、寧洋	不詳
閩侯	同	福州	閩侯縣	不詳	寧	屬	德	永安、順昌、尤溪、龍岩、漳平、寧洋	不詳
閩侯	同	福州	閩侯縣	五五、〇〇〇元	福	屬	鼎	永安、順昌、尤溪、龍岩、漳平、寧洋	不詳
閩侯	同	福州	閩侯縣	四〇〇、七、三五元	福	屬	鼎	永安、順昌、尤溪、龍岩、漳平、寧洋	不詳
閩侯	同	福州	閩侯縣	一二、〇〇〇元	霞	屬	浦	永安、順昌、尤溪、龍岩、漳平、寧洋	不詳
閩侯	同	福州	閩侯縣	八〇〇、八、六元	霞	屬	浦	永安、順昌、尤溪、龍岩、漳平、寧洋	不詳

乙 烟酒稅の烟酒分局

名	稱	所在地	徵收區域	二十三年度徵收額	名	稱	所在地	徵收區域	二十三年度徵收額
閩侯	烟酒分局	福州	閩侯縣	一五、五、三、三三元	汀	屬	峯市	上杭、永定、長汀、連城、寧化、清流、明溪、武平、建甌、建陽、浦城、崇安、松溪、政和、將樂、沙縣、永安、順昌、尤溪、龍岩、漳平、寧洋	一四、三、四、四六元

福平同	福清、平潭兩縣	二九九六	建屬同	建甌	建甌、建陽、浦城、崇安、松溪、政和、順昌、將樂、沙縣、永安、尤溪	三二七六三
閩古屏同	閩清、古田、屏南	一四五四〇五	延屬同	延平	南平、順昌、將樂、沙縣、永安、尤溪	四二〇四三
連江同	連江縣	五三三八〇	龍岩屬同	龍岩	龍岩、漳平、寧洋	三〇五八三
長樂同	長樂縣	一三〇五七四	邵武屬同	邵武	邵武、建寧、泰寧	四六三九九
水泰同	永泰縣	二四一九〇四	福安屬同	福安	壽寧、福安	一五九八三
泉永同	晉江、南安、惠安、同安、永春、德化、大田、安溪、永泰、海澄、長泰、南靖、平和、詔安、雲霄、華安、漳浦	一四六八九四	寧羅同	寧德	寧德、羅源	八三三三三
漳屬同	龍溪、海澄、長泰、南靖、平和、詔安、雲霄、華安、漳浦	七三二七五	福鼎屬同	福鼎	福鼎縣	一五六九二六
思金東同	思明、金門、東山	二九四二八	霞浦屬同	霞浦	霞浦縣	四三六六
莆仙同	莆田、仙遊	三三五四〇四				

丙 印花及烟酒稅收額 (最近四年間)

年別	印花稅	烟酒稅	年別	印花稅	烟酒稅
民國二十年	二九一、六一〇元	二五三、二七〇元	二十二年	七一八、九一七元	三九三、九二二元
二十一年	三〇五、四七八	三三一、〇四五	二十三年	六五六、九二二	四四四、三〇一

備考：印花稅は二十三年度(七月より二十四年六月まで)十一月一日より郵便局に賣捌代理せしめ、前表の同年數字は四箇月分だけである。

第四 統 稅

統稅々源は棉絲、燐寸、セメント、卷煙草、麥粉の五種を包括するも、福建移入の統稅貨品は皆製造元より出廠(倉出)の際に課徴し、外國輸入品に對する課稅は海關に於て之を代收する。民國二十三年度海關代收の統稅々額は僅か七萬二千七百七十元に過ぎず、中央は本省統稅綜理の最高機關福建區統稅管理所を設置してゐる外、左記査驗所七箇所を分設して居る。

名 稱	所在地
廈門統稅査驗所	廈門
臺江統稅査驗所	福州南臺
泉州統稅査驗分所	泉州
涵江統稅査驗分所	涵江
三都統稅査驗分所	三都
東山統稅査驗分所	東山
福清統稅査驗分所	福清

第二項 省地方財政

第一 概 況

本省は民國元年以來數多の事變に遭遇し、省内軍閥は割據專横を極め、自ら警備區を劃定して任意に軍費を徵發し、人民を搾取するのみならず、大小軍閥は利權の爭奪に殆んど寧日なく、財政當局は浩瀚の政費支出に供應する爲に稅捐

を濫設し、或は起債借款を以て補填し、十數年來民力疲弊し、稅源枯竭に伴ひ支出益々尨大し、財政の紊亂は其の極に達した。當時民國十六年春國民政府は南京に奠都し、楊樹莊が省主席に任命されて閩省政府を組織し、徐桴を財政廳長に拔擢して以來、本省財政は漸次正軌に立ち直つた。同年國民政府は財政部の呈請に依り國稅、地方稅の劃分標準として關稅、鹽稅、印花烟酒稅、統稅等を國家稅と爲し、田賦、契稅、屠宰稅、營業稅等を省地方稅に編入し、始めて國家と地方の收入が整理分類せられたのである。

民國二年度の本省歲入豫算八十九萬一千二百三元に對し、歲出百十九萬三千五百十九元、同五年の歲入豫算百十二萬八千三十九元、歲出僅かに六十四萬四千三百六十三元と云ふ收支差額甚しき數字に徴しても、當時財政の紊亂狀況が窺はれるのである。

民國十六年以降歷任財政當局は豫算制度を勵行して稅收を整理し、以て財政難關の打開に邁進し來つたが、大小軍閥は依然蟠據して人民の膏血を吸收し、土匪、土共が跋扈し、民は其の業に安んぜざる爲に生産は低減し、商賣は停閉し、農村は極度に破産に瀕し、稅收は激減し、收支は依然適合せず、斯る苦境下に人民の負擔を増加するは忍びざるのみか、回收した匪區罹災民の救濟及地方綏靖の軍事費も猶豫を許さない爲に、其の理財の苦心慘憺たることを推して知るべしである。

最近民國二十年以後各年度の歲出入豫算が平衡を保ち來つたのは、中央補助款收入毎年三、四百萬元あるが爲で、之を以て本省財政が既に安定に傾いたと稱するは尙早である。

第二 歲 出 入

民國二十年より二十五年迄の歲入、歲出額及二十二年を百と爲する指數百分比率表は左の如くである（財政年度は七月まで）。

項 目	民國二十年度		民國二十一年度		民國二十二年度		民國二十三年度		民國二十四年度		民國二十五年度	
	元	指數	元	指數	元	指數	元	指數	元	指數	元	指數
歲入	1,549,977	100	1,150,093	74.2	1,370,397	88.4	1,538,944	99.2	1,547,046	100	1,987,878	128.3
經常部	1,100,133	71.0	1,150,093	104.5	1,356,733	123.3	1,538,944	139.8	1,547,046	139.8	1,987,878	128.3
臨時部	449,844	31.0	0	0	13,664	3.0	0	0	0	0	0	0
歲出	1,388,948	100	1,236,485	88.9	1,369,977	98.6	1,504,175	108.2	1,487,977	107.1	1,845,590	133.0
經常部	1,699,847	122.3	1,500,933	88.1	1,677,143	120.6	1,538,944	109.9	1,487,977	107.1	1,845,590	133.0
臨時部	308,883	21.9	1,250,933	90.0	692,834	49.9	1,538,944	109.9	1,937,046	139.8	1,944,317	140.0
臨時部	1,181	0.08	77	0.005	1000	0.07	904	0.06	1,136	0.08	1,136	0.08
臨時部	5500	0.39	32	0.002	77	0.005	15	0.001	317	0.02	317	0.02

以上五年間の總額及指數の消長は不齊で經常、臨時兩部を分析すれば、民國二十一、二十二兩年度は歲入に臨時部の計

上なく、歳出のみ臨時支出があつたが、僅か總額の百分の一、二に過ぎず比較的安定であつた。同二十二年、二十四兩年度は歳入、歳出何れも總額の四分の一位の臨時部を計上せられ、同二十年度は歳入の經常、臨時兩部が殆んど同額で、歳出の臨時部は經常部を凌駕し、大に財政の常軌を失して居る(C.M.C., The Trade of China, 1936, vol I)。

更に民國二十五年年度の豫算編成に當つては前年度の失敗に鑑み收支の適合に努めたのである。即ち稅收方面では整理修訂に努力し、收入比較的確實なるもののみを計上して財政の基礎を安定し、又率則を改正して間接に不合理なる稅制を削除した。他方支出方面では極力縮減を行ひ、行政經費の内舊來の事業は繼續維持するが、追加計上することを止めた。但し眞に民衆の福利を増進する緊急缺くべからざる事業に限り、經費の許す範圍内で充分増額した。同二十五年四月頃に案の初稿編成を了し、本府委員會に提出して審査を受けた。此の案に依れば歳入經常費は九百九十萬六千四百十三元、同臨時費は九百四萬五千四百三十七元、經常、臨時合計一千八百九十五萬一千八百五十九元で、歳出經常費は一千二百三十五萬四千五百五十二元、同臨時費は六百五十九萬七千六百九十八元、經常、臨時合計は歳入と同じく一千八百九十五萬一千八百五十九元である。既に行政院に送付し財政部にて査定した結果、増減すべき各項を列示して改編の爲に返送して來た。本省は之に基き又目下的一般狀勢の推移と政務の實況を參酌して、新たに各項を増減して改編した。即ち歳入は經常費九百八十二萬七千八百三十八元、臨時費九百五十九萬六千四百七十九元、經常、臨時合計一千九百四十二萬四千三百七十七元、歳出は經常費一千二百八十五萬四千五百九十元、臨時費六百五十六萬九千七百二十七元、經常、臨時合計は歳入と同じく一千九百四十二萬四千三百七十七元を計上し、中央の再審査を終へて施行した。是が民國二十五年

度本省豫算編成の經過である。

福建省歳入豫算比較表

種別	福建省歳入豫算比較表		
	民國二十三年度	二十四年度	二十五年年度
田賦	11,011,345元	12,678,681元	11,000元
契稅	6,049,110元	7,900,000元	8,571,166元
營業稅	5,291,933元	7,712,000元	6,334元
房捐	699,966元	4,771,110元	2,815,933元
爐捐	84,568元	6,499,911元	4,978,686元
船捐	8,300元	10,773元	10,773元
雜稅	8,300元	10,773元	10,773元
地方財產收入	11,000元	11,000元	11,000元
地方行政收入	8,571,166元	12,678,681元	11,000元
地方事業收入	6,334元	7,900,000元	8,571,166元
中央補助金收入	4,600,000元	4,600,000元	4,600,000元
建設事業費專款收入	1,175,533元	2,151,400元	2,151,400元
其他收入	1,175,533元	2,151,400元	2,151,400元
經常合計	15,386,946元	15,130,406元	15,386,946元

歳入臨時部

種別	福建省歳入臨時部		
	民國二十三年度	二十四年度	二十五年年度
征收費	1元	1元	1元
串票費	1元	1元	1元
建設附加費	46,000元	110,000元	79,800元
中央補助金收入	1,823,533元	1,823,533元	1,823,533元
清賦增加收入	6,955元	6,955元	6,955元
其他收入	46,000元	110,000元	79,800元

中央補助	一五・四	公安	二二・四
營業稅	一四・五	行政	一二・四
田賦	一三・八	教育	一〇・三
特種營業稅	一一・五	其他	一〇・〇
其他	一〇・二	建設	九・七
契稅、房舖捐、船捐	八・九	司法	五・三
	六・一	衛生	四・一
合計	一〇〇・〇	黨費	一・八
		衛費	〇・八
		合計	一〇〇・〇

一一〇八

(民國二十五年八月十六日)
福建省統計時報

第三 歲入出部の構成
一 歲入部の構成

本省地方豫算歲入部も經常、臨時兩部に分ち、經常部は田賦、契稅、營業稅、爐稅、房舖捐、雜捐、地方財產收入、地方事業收入、中央補助款、公路財產收入及其他收入各科目を以て構成し、臨時部は臨時收入の性質に依り科目を編入することに爲つて居る。

本省地方財政の主要收入は田賦、稅捐、中央補助款の三項に分れる。

(一) 田賦 本省田賦は稅制の不良又は稅吏の鄙劣なる積弊深き爲に稅收減少し、民國二十三、四年度の豫算は僅かに二百餘萬元、即ち總歲入の一四%にも及ばないが、實際收入は尙ほそれ以下に在り、江蘇、浙江兩省田賦が總歲入の四〇%以上を占めて居るのに比すれば實に雲泥の差がある。

或は本省は山地多く田畑少く、江、浙兩省の如き平原でないからと謂ふ者あらんも決して然らず、王不艾の見積に依れば(本省財政月刊四卷三期參照)清朝政府測定に係る本省面積四萬六千三百二十方哩中、耕地面積を一千三百七十餘萬畝と爲し、一畝の正附稅一元にしても一千三百餘萬元となり、吳崇泉の見積では(福建民報副刊社會與統計第二十九期參照)陸軍測量局報告の本省面積一億六千九百五十萬畝の五分の一たる三千三百九十萬畝を耕地及收益地と見做し、其中建物敷地として三分の一を除去した殘部即ち二千二百三十萬畝に對し、一畝六角平均の課稅として一千三百五十六萬元に達し、半額を田賦正稅と見ても六百七十八萬元に上り、過去兩三年分の三倍に爲つて居る。故に本省財政を整理するには先づ田賦に著手するを要し、各縣の土地申告は漸次開始しつゝ居るが、後日稅制改善の曉には省稅收入の増加は必然である。

最近五年間の田賦收入の總歲入に對する百分比率は次の如くである。

年 別	民國二十年度	二十一年度	二十二年度	二十三年度	二十四年度
百分比率	一三・九〇	一二・六一	一七・一一	一二・五六	一三・八五

一一〇九

(二) 税捐 税捐収入は營業稅、契稅、爐稅、房舖捐稅及雜捐の外、地方行政收入及其他收入兩項を包含して居る。此の兩項の地方行政收入とは廣告捐、屠宰附加捐、警察捐等を謂ひ、其の他收入は閩江改修附加稅、烟酒牌照稅等を指し、其の性質上稅捐と相異なきもので、省財政收入は之等各項稅捐を首位と爲し、就中營業稅が各項稅捐の最大部分を占めて居る。

本省は厘金撤廢命令に接した時、財政頓に恐慌を來せるを以て、之が彌縫策として重要部分の特種營業稅と改稱して賦課したが、之は一種變相的厘金で苛酷に近い爲に、將來財政が常軌に達すれば之等稅金を取消し以て民困を救ふ方針である。

最近五年間に於ける各項稅捐収入の歳入總額に對する百分比率及營業稅収入の各項稅捐収入に對する比率表は次の如くである。

年 別	二十一年度	二十二年度	二十三年度	二十四年度
稅捐比率(總歳入に對し)	二六・九二	五〇・四八	五一・六〇	五六・一〇
營業稅(各項稅捐に對し)比率	六〇・四二	六二・三四	六一・二二	六一・五四
				四九・八四
				四九・四五

右表を觀るに各項稅捐は常に總歳入の半額位を占め、營業稅も亦各項稅捐の六割を超えて居る。民國二十四年度より低下に傾いたのは政府當局が民艱を體恤し、各種酷捐雜稅を逐次撤廢した爲で、他日本省財政が正軌に入れば此の種

稅捐は自然に減少するものであり、蓋し亦財政前途の曙光とも稱すべきである。

(三) 中央補助款 本省財政は固より困難なる上に、民國十八年厘金撤廢後地方收入は一層減少されたるを以て、中央に補助金支給を求めたのであつた。

過去五年間に於ける中央補助款の總歳入に對する比率は左の如くである。

年 別	民國二十一年度	二十二年度	二十三年度	二十四年度
中央補助額の總歳入に對する比率	一一・七八	一一・二〇	八五・〇	三〇・一〇
				一四・五八

更に二十三、四年度の總歳入に對する田賦、稅捐、中央補助款三項收入の比率を擧ぐれば左の如くである。

項 目	民國二十三年度收入比率	二十四年度收入比率
田 賦	一三・五一	一三・八五
稅 捐	五六・一〇	四九・四五
中 央 補 助 額	三〇・一〇	一四・五八

右表に依れば本省財政は尙ほ風雨飄搖の域を脱せず、歳入の首位は稅捐收入で、中央補助款之がに次ぎ、稅源の比較的安定なる田賦は却つて末位に在る。民國二十四年度の稅捐、中央補助款兩項收入、即ち人民と中央政府の負擔が減輕を見たが之は自然的傾向ではなく、三百萬元建設公債の影響の致らしめたところであつて、究竟本省財政困難の打開に

は尙ほ政府と人民の無限な努力に俟つべきものがある。

二 歳出部の構成

省地方歳出豫算を經常、臨時兩部に分ち、經常部は黨務費、行政費、司法費、公安費、財務費、教育文化費、建設費、慈善費、協助費、撫恤費、豫備費、債務費及其他雜費各科目を以て構成し、臨時費は臨時發生の用途性質に依り別に科目を編入することに爲つて居る。

歳出各科目の分配内容を便宜上黨務費、政務費、事業費の三項に分ち左に説明する。

(一) 黨務費 省黨部及其の所屬各機關の經費であり、民國二十四年度豫算は三十三萬五千五百四十元で總歳出の一・七四%に過ぎず、既往數年の豫算額と大差はない。

(二) 政務費 行政、司法、公安、財務、協助(中央軍第五十二、五十六兩師及駐閩綏靖公署への補助費)各費を包括し、總歳出の七〇・〇〇%以上を占める。最近三年間の比率は左の如くである。

科 目	二十二年度	二十三年度	二十四年度	科 目	二十二年度	二十三年度	二十四年度
行政費	一〇元	一四〇八	一七八〇	財務費	一〇元	九三	四六九
司法費	二九	四〇九	四九	協助費	三九	二〇九	一五三
公安費	三三	二九九	二〇五	合計	四三	六元	六三〇

(三) 事業費 教育文化費、建設費、慈善費、撫恤費各項を含み、教育文化費を最多とし、最近三年間の比率は左

科 目	二十二年度	二十三年度	二十四年度	科 目	二十二年度	二十三年度	二十四年度
教育文化費	一〇七	二四	八七	撫恤費	〇三三	〇三三	〇四五
建設費	三〇五	三〇九	一七	合計	四二六	一四八七	一〇九
慈善費	〇八三	〇九一					

(四) 各費の實額と比率 (二十四年度)

科 目	實 額	百 分 比	科 目	實 額	百 分 比
黨務費	三三五、五四〇元	一・七四	其他各費	四、七一〇、八五八元	二四・三七
政務費	二二、一六四、一七〇	六二・九〇	合計	一九、三三七、〇四六	一〇〇・〇〇
事業費	二、二二六、四七八	一〇・九九			

近世各國の財政傾向は政務費を出来る限り節約し、事業費を思ふ存分に擴張し、以て民より取りたる財は民の爲に用ゆる原則なるが、之に副ふべく中央行政院も先年各省に爾後豫算編成に際し、事業費は須らく總歳出の五分の三位に按配すべき旨通令したところ、本省は全く正反對で政務費が五分の三、事業費が僅か十分の一に過ぎずして、院令標準との懸隔が甚しかつたのである。之は累年の匪亂で治安支出が總歳出五分の一、而して政務費の三五%以上を喰込んだが爲で、今後匪亂が漸次安定し、地方の元氣が恢復さるゝ曉には、此の種支出は當然減少し、事業費が浮上つて膨脹す

の如くである。

べく、新福建々設も劃期的に期せらるゝものがあつたのである。

(五) 地方建設公債の用途 前述の黨務、政務、事業三項の外、其他各費一項が總歲出の二四%以上を占め、其の中華民國二十四年地方建設公債各項用途一科目が三百萬元に達し、總歲出の一五%を超えて居る。此の公債三百萬元の用途分配は次の如くである。

省銀行設立	百萬元
紙幣整理	七十萬元
交通事業	四十萬元
農林水利建設	三十萬元
護航建設	三十萬元
田畝清丈	三十萬元

但し此の公債の具體的事業結果に就いては、未だ何等の材料を持ち合はさぬ。

第三項 縣地方財政

第一概 說

福建省各縣地方財政は紊亂の極に達し、其の稅收は法定稅收及各種附加稅がある外、數多の苛斂誅求があり、年額二十元程度の稅捐さへあり、公經濟の困窮に何等裨益する所がない。

殊に吾人の注意を要すべきは一稅源で縣政府が課稅する外、區所及聯保が又賦課し、甚しきは團隊、學校が更に徵稅し、重複苛雜の爲に細民は塗炭に苦しめられて居るとのこである。又所謂專款と云ふものがあつて、某項收入は専ら某項用途に指定せられ、而して別に專款徵收機關と會計系統を特設し自收自用して居る。

更に派款と稱して各縣が其の經費調達の唯一辦法と爲して居るものがある。公益の爲に派款は固より必要であるが、私人の交際も派款し、紳士、團隊も亦派款し、大半は實際の需要を根據として居らず、毎年歲出の行政費と事業費は合理的比例を缺き、文化費と建設費も全般的計畫がなく、輕重何れも當を失して居る。

斯く紊亂せる各縣地方財政を放任せば、必ず省財政を危殆に陥れしむる虞があるので、省政府は財政設計委員會を設置して廣範圍に調査し、詳密に企劃した結果、唯一の整頓方法は豫算制度の勵行に在りと認め、民國二十三年行政會議に縣地方豫算編成方案を提出して決議を見た。

同決議で各縣々政府は毎年二月一日迄、縣地方豫算數を編成の上財政廳に送付し、別に組織せる縣地方豫算審查委員會に於て五月一日迄收支標準の確定、附加稅の統一、豫備費の増設、特別會計の取消等收支適合の目標の下に之を審査すべきことに規定した。

又縣地方豫算收支實況を監督審査する爲に、財務委員會を組織し、現金出納は縣金庫に於て掌理することにし、以て行政、會計、審計、出納各系統を分立せしめ、困難なる本省財政局面の打開に努力して居る。

同二十四年度各縣豫算書中、數縣の收支が適合せざる爲に修正を加へた外、何れも省政府の認可を経たが、其の全省

各縣地方豫算歲出入總額統計は左表の如くである。
地方豫算歲出入統計表

項目	歳入		歳出	
	金額	項目	金額	項目
田賦附加	一、四八六、二四〇	民政費	一、七七五、五五三	
契稅附加	一〇〇、八〇八	保安費	一、〇九五、九九四	
屠宰附加	五六三、七五二	財務費	一四六、九六六	
營業稅附加	七〇、三七六	教育文化費	一、四九四、九一三	
房舖宅稅附加	三七五、〇五〇	建設費	一〇三、八六〇	
地方行政收入	四四、五五六	雜項支出	四〇、〇八九	
雜項收入	一、三〇二、〇五〇	豫備費	三三三、一八五	
其他收入	五五、〇〇三	臨時費	一七八、六二一	
地方財產收入	一五一、四〇四			
省庫補助款	一二五、〇七六			
臨時收入	八八三、九六六			
合計	五、一六九、一八一	合計	五、一六九、一八一	

第二 各縣市の收支

本省六十二縣一市の民國二十四年度に於ける收入は五百十六萬餘元、支出は五百十六萬九千餘元であるが、其中厦

門市は最も多く收支各六十萬元を越え、閩侯縣の收支各四十萬元、龍溪縣の三十五萬餘元等之に亞ぎ、其他十萬元以上を占むるものは長樂、浦城、莆田、晉江、仙遊、南安、海澄、龍岩等の八縣に過ぎぬ。

左に同二十四年度に於ける各縣市別收支統計表、收入分類統計表及支出分類統計表を掲げる。

一 縣市別收支統計表 (單位元)

縣市別	收 入			支 出		
	經常	臨時	合計	經常	臨時	合計
長樂	一九五、四八	四、〇〇〇	一九九、四八	一九七、四六	三、八〇〇	二〇一、二六六
閩侯	三、七三九	四、六七〇	八、四〇九	三、七二五	六、七九六	一〇、五二一
福清	九、〇三三	三、七三〇	一二、七六三	九、二八三	三、五〇〇	一二、七八三
連江	四、五七〇	二、四〇〇	六、九七〇	四、八一〇	一、八〇〇	六、六一〇
霞浦	五、八二二	—	五、八二二	五、八二二	—	五、八二二
寧德	三、七六元	五、四〇〇	九、一六〇	三、七六〇	—	三、七六〇
福安	五、九六〇	—	五、九六〇	五、九六〇	—	五、九六〇
福鼎	四、九三四	—	四、九三四	四、九三四	—	四、九三四
羅源	三、四四六	一、八六〇	五、三〇六	三、四三六	—	三、四三六
平潭	一、六六五	—	一、六六五	一、六六五	—	一、六六五
南平	八、二四四	—	八、二四四	八、二四四	—	八、二四四
古田	一、四三七	—	一、四三七	一、四三七	—	一、四三七
合計	四三、〇一五	—	四三、〇一五	四三、〇一五	—	四三、〇一五

縣市別	附田	附契	附屠宰	附營業	地房	地方	地方	雜	收其	補省	收臨	合	一人
	加賦	加稅	加稅	加稅	地稅	收入	收入	捐	他	庫	時	計	負擔
寧德	一五四〇	六〇	六一〇	九五三	一四三	一四	一四	一九二	二二三	五四〇	四〇九	〇一〇	〇二〇
福安	二〇一九四	七六	五〇五	一四三	二六〇	二六〇	二六〇	六八〇	一九六	五〇六	五〇六	〇二二	〇二二
福鼎	二六二五	七六	一一九	一三七	四九一	四九一	四九一	一四五六	一九六	一五六	四九三	〇二二	〇二二
羅源	二〇七四	一八〇	一三七	一〇八	二二三	二二三	二二三	六八六	一九六	一五六	一八六	〇二七	〇二七
平潭	二四三	六〇	二七三	一〇八	六九	六九	六九	一〇四〇	一九六	一五六	一八六	〇三〇	〇三〇
南平	二〇八〇	七六	二九〇	一〇八	九〇	九〇	九〇	一〇四〇	一九六	一五六	一八六	〇三〇	〇三〇
古田	一八〇三	六〇	二九〇	一〇八	九〇	九〇	九〇	一〇四〇	一九六	一五六	一八六	〇三〇	〇三〇
沙縣	二九五四	六〇	一七五	一〇八	四〇	四〇	四〇	一〇四〇	一九六	一五六	一八六	〇三〇	〇三〇
永安	二一九〇	六〇	一七五	一〇八	四〇	四〇	四〇	一〇四〇	一九六	一五六	一八六	〇三〇	〇三〇
將樂	三三三三	四〇	四八八	一〇八	一三三	一三三	一三三	一三三	一九六	一五六	一八六	〇三〇	〇三〇
順昌	一五三六	四〇	四八八	一〇八	五〇	五〇	五〇	一三三	一九六	一五六	一八六	〇三〇	〇三〇
永泰	二〇四〇	六〇	三九〇	一〇八	一三七	一三七	一三七	一三七	一九六	一五六	一八六	〇三〇	〇三〇
永福	一七〇八	一九〇	三九〇	一〇八	一三七	一三七	一三七	一三七	一九六	一五六	一八六	〇三〇	〇三〇
屏南	一四〇〇	七〇	二四二	一〇八	一三七	一三七	一三七	一三七	一九六	一五六	一八六	〇三〇	〇三〇
尤溪	五七五九	七〇	二四二	一〇八	一三七	一三七	一三七	一三七	一九六	一五六	一八六	〇三〇	〇三〇
閩清	九三四五	一九〇	三九〇	一〇八	一三七	一三七	一三七	一三七	一九六	一五六	一八六	〇三〇	〇三〇
浦城	七三六〇	一八〇	五八〇	一〇八	一三七	一三七	一三七	一三七	一九六	一五六	一八六	〇三〇	〇三〇
邵武	一七五四	一〇〇	一〇八	一〇八	一三七	一三七	一三七	一三七	一九六	一五六	一八六	〇三〇	〇三〇
崇安	四三九五	三〇	四〇三	一〇八	一三七	一三七	一三七	一三七	一九六	一五六	一八六	〇三〇	〇三〇
建陽	四三九五	三〇	四〇三	一〇八	一三七	一三七	一三七	一三七	一九六	一五六	一八六	〇三〇	〇三〇
松溪	三三三四	四八〇	一五三	一〇八	一三七	一三七	一三七	一三七	一九六	一五六	一八六	〇三〇	〇三〇

一一一一

縣市別	附田	附契	附屠宰	附營業	地房	地方	地方	雜	收其	補省	收臨	合	一人
	加賦	加稅	加稅	加稅	地稅	收入	收入	捐	他	庫	時	計	負擔
長樂	三六〇〇	三六〇	一〇七四	五八四	八四〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	一四三〇	〇六〇
閩侯	三九八〇	三三〇	四四四	五〇〇	八四〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	二二〇	四五一	〇四四
福清	六四六三	一九〇	二八〇	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	九七三	〇三〇
連江	四一〇三	六〇	一五九	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	四八八	〇三〇
霞浦	四二五二	六〇	一〇〇	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	五八二	〇三〇

二 縣市別收入分類統計表 (單位元)

總計	廈門	武平	清流	明溪	泰寧	建寧	寧化	連江	長汀
四二八五二五	六〇四三〇	一九七九	六二二五	三三四八	一九七四	三三九〇	二六七四	三九七六	三五七五
八三九六六	一三七三	三三四〇	一	一七五〇	一七六〇	一七六〇	一七六〇	二八〇	四一〇〇
五二六九二八	六〇四三〇	三三三三	三六六五	三三四八	五七三四	四一三〇	四四〇〇	四二六〇	六六九五
四九〇五〇	六〇四三〇	三三三三	三六六五	三三四八	五七三四	四一三〇	四四〇〇	四二六〇	七二〇五
一七六三二	一	一	一	一	一	一	一	一	四七五〇
五二六九二八	六〇四三〇	三三三三	三六六五	三三四八	五七三四	四一三〇	四四〇〇	四二六〇	六六九五

(民國二十五年一月一日)
福建省統計月刊

一一一〇

(三) 廈門市田賦附加税は教育費、保甲費各二割宛なるも、總額は不明である。

三 縣市別支出分類統計表 (單位元)

縣市別	民政費	保安費	財務費	文化教育費	建設費	雜項支出	豫備費	臨時支出	合計	一人割當地方費
長樂	六〇五八	三三三四	一〇八〇	三〇七	一三〇〇	—	一七〇〇	三八〇〇	一四三五四	〇.六三
閩侯	一〇七九三	一九一八	三三九五	一五八八	四〇〇〇	五二七	三三四	六七九六	四三三九	〇.四六
福清	二六八四四	三三三〇	一三〇〇	三三三三	—	—	一八七〇	三五〇〇	九七六三	〇.三三
連江	一五六五一	一六五〇〇	七〇	一三七七	六〇〇	—	九八	—	四八八〇	〇.二二
寧德	一六〇三	一五〇三四	一〇八〇	一六五四	—	—	二〇〇三	—	五、八二二	〇.二八
福安	一〇九五一	一五七二	一六〇	一八三三	—	—	二二六	—	四三〇九	〇.三三
福鼎	七八〇三	一三二九四	一三〇〇	二〇一六	一四七	—	一五〇	—	五、〇九〇	〇.二六
羅源	一〇〇九五	二二九四	七〇	一〇一九	六〇〇	—	七九	—	四九三四	〇.二五
平潭	二五〇〇	二八九九	一六〇三	一〇四二	—	—	一〇〇三	—	三、八五三	〇.三〇
古田	三三六八	二八八一	三三〇〇	二二七三	二〇四〇	八〇	一九三	—	八、四四四	〇.五五
南平	一五九六	一四二二	一八〇	二一七〇	一三〇〇	—	二二五	—	四三〇二	〇.二五
沙縣	一五〇三	一五五二	二四〇〇	一九三三	一八五	—	二〇五	—	五、五六二	〇.四六
永安	一五〇三七	九〇〇〇	七〇	二二七八	二三五	—	七〇	—	四〇六二	〇.四二
將樂	八〇〇二	一三九	一三〇〇	一五八三	—	—	二六五	—	四、一〇九	〇.八六

縣市別	民政費	保安費	財務費	文化教育費	建設費	雜項支出	豫備費	臨時支出	合計	一人割當地方費
永泰	三〇、一五七	一三八八四	九六〇	三、一八〇	—	—	二、〇〇六	—	六、四七	〇.五三
尤溪	六八八六	七四〇三	一三〇〇	四、五九九	—	—	一、四三〇	—	二、五七	〇.二八
閩清	九六〇七	三、四六七	三九二	一、七九三	—	—	三、〇六	—	六、九六八	〇.四九
浦城	二、〇四七	一、五七一	一、五〇〇	二、六三五	—	—	二、二八	—	四、五五二	〇.四三
建甌	二、〇三七	四、三三六	四、三七七	三、〇二九	二、二〇〇	—	三、一七	—	一、〇〇四	〇.七二
邵武	二、七九四	一、五五七	三、〇〇〇	四、一〇〇	—	—	四、八九	—	九、六三〇	〇.三三
建陽	二、九〇五	一、五九元	三、七三五	九、九七五	九、九	—	二、四六	—	六、二〇九	〇.六四
松溪	三、六六六	一、〇五五	六、〇〇〇	四、〇四〇	—	—	五、〇〇	—	一〇、八八	〇.六
建寧	六、七二〇	二、〇〇〇	一、八〇〇	一、八〇四	六〇〇	—	九、四三	—	五、六六五	〇.五九
政和	九、九三三	一、五三七	八四〇	一、四八五	—	—	一、〇七	—	四、七九	〇.七五
壽寧	九、九〇三	二、六八八	二、二二八	八、八六六	—	—	一、〇七	—	四、七九	〇.七五
同安	三、二四六	一、二九〇	九六〇	四、九七五	—	—	七、四	—	三、八七五	〇.五五
晉江	二、四〇三	一、二九〇	一、一〇〇	三、〇四八	—	—	一、七六	—	二、〇八	〇.一八
仙遊	七、七八三	三、四三〇	三、六〇〇	八、四四四	—	—	二、五五	—	一、六六五	〇.四七
永春	一、七六五	一、六八五	四、七二八	四、三三六	—	—	一、二五	—	一、七七七	〇.一九
惠安	二、四〇三	一、六八五	三、六〇〇	五、五四九	—	—	二、八四	—	一、三〇七	〇.三三
南安	九、八八八	一、五七一	八四〇	四、二七〇	—	—	二、六五	—	八、一〇二	〇.四三
安溪	一、六八八	一、一四〇	二、八四七	二、〇四〇	—	—	八、七	—	四、五二四	〇.二七
金門	一〇、一〇四	三、三七一	一、八〇〇	四、九三〇	—	—	二、〇三	—	一〇、六六三	〇.三三
永春	五、六〇〇	一、二八四	九三	七、七六	—	—	一、六九	—	三、三六七	〇.七四

德化	二五七〇	一五七一	一六八〇	三三二四	一六五	二六五	六三六〇七	〇六三
漳浦	二七〇〇	二七〇〇	一九六六	二六七一	二一〇〇	一八〇〇	九五一五〇	〇四六
龍溪	一八六四〇	三三二六〇	四三三六	八四〇六〇	一四五五	二〇三六	三五七八七	一一一
詔安	一五八六	一五一七一	二四〇〇	五五二七	六三九六	二二九八	九七二六四	一五三
海澄	三〇八三	一一四〇四	二四〇〇	三〇七七四	三三〇〇	六三四九	一五九六六	〇九六
雲霄	一一五六	五二四	一四〇〇	一六六八	一五〇〇	一三四	三三三三	〇三三
東山	二六〇〇	四八五五	六〇〇	七六六	八元	三三	一六六二九	〇二〇
南靖	一〇九〇	一六七八	六〇〇	一五二四三	八元	二八二〇	七四七五七	〇六三
平和	三三二六	三三六五	四三三〇	一九〇二五	三三三〇	二八二〇	九七〇七五	〇六八
長泰	一六二九三	一〇〇三〇	一〇〇〇	四九〇六〇	二六九	一三四五	九〇四八七	一七四
龍岩	三二七〇〇	三二〇〇〇	五七四八	二五二二六	二四〇〇	六〇九三	一〇二二六	一〇一
永定	一五八	一〇三〇四	六〇〇	三九九八	二四〇〇	一四三四	一七九〇四	〇二一
上杭	五七六九	六八四〇	四八〇	五五二六	二六	八六二	一九六八三	〇二一
漳平	一六八八六	一五七一	一四〇〇	一五七八八	七〇	二四九	五三二三	〇七五
寧洋	三三三三	五三九五	六〇〇	四四三	一	六六八	一四三九	〇三六
大田	八四九六	一五七一	八四〇	一九六四七	二五〇	二二〇	四九三	〇五九
華安	六九一	一五七一	二一〇〇	六三九九	一	一三三	三二四〇六	〇六二
長汀	一七五三	三三〇〇〇	一八〇〇	一〇四一七	二二〇〇	五九〇六	六七九五	〇四五
連城	一五一五三	一一一五	一〇〇〇	二二九八	一	一三六	四二六四〇	〇五三
寧化	九六七七	一五七一	一八〇〇	三二九八	一七六	二四五〇	四四〇〇四	〇四〇
建寧	一一五八	一一五四	八四〇	六六四二	一〇四五五	一〇四五五	四一三〇	〇八三

一一二六

泰寧	八四〇〇	二五二〇〇	二七〇〇	一五三六	一〇五	五五〇六	二五〇	五七三四	一三
明溪	五四三〇	五三九五	三六〇	九六〇〇	二四	一六一九	三三四一八	〇五〇	
清流	一八七三	一三三四	九〇	四三八	一三九	一三二九	六六二五	〇六八	
武平	一〇〇六六	一一〇八一	八四〇	一〇五二〇	一〇六四	一〇六四	三七五三	〇六八	
廈門市	五五四一〇	一	一	三三三〇	二七〇〇〇	一	六〇四三〇	〇六八	
總計	一七五五五三	一〇九五九四	一四六六六	一四四九三	一〇三六〇	四〇〇九	三三二八五	一六六三三	五、六九一八一

第四項 結論

本文叙述の福建財政概況は行政系統に基き、中央、省地方、縣地方財政の三部に分つた。蓋し本省財政問題に關しては過去にも幾多の文献があつたが、多くは省地方財政にのみ偏重し、全省財政の真相を窺知すること能はざるに鑑み、福建省政府統計室は各稅收機關より充分な材料の提供を受け、過去の公文報告書類を參照し、系統的に整理統計を加へて本文を綴り、本省財政に關心を有する者の參考に資すと云つてゐる。尙ほ本省財政全貌を明瞭にする爲に、二十三年度福建省に於ける中央及地方收支實數に據り、全省收支對照表を編製すれば左表の如くである。

福建省收支對照表 (二十三年度)

中	項	目	金	額	(元)
					八、五九七、九三七

總計	地方收支															
	支					收										
收入	出					入										
出	合	臨	豫	雜	建	教	財	保	民	合	臨	省	其	雜	地	
		時		項	設	育	務	安	政	計	時	庫	他	方	方	
		支		支	支	化	費	費	費		支	補	收	行	政	
							費	費	費		助	收	入	政	收	
							費	費	費		入	入	入	收	入	
							計	出	費	出	計	入	款	入	捐	
							計	出	費	出	計	入	款	入	捐	
三三、七一五、一三一																四四、五五六
三三、七一五、一三一																一、三〇五、〇五〇
																五五、〇〇三
																一二五、九七六
																八八三、九六六
																五、一六九、一八一
																一、七七五、五五三
																一、〇九五、九九四
																一四六、九六六
																一、四九四、九一三
																一〇三、八六〇
																四〇、〇八九
																三三三、一八五
																一七八、六二一
																五、一六九、一八一

註……中央收支の支出項目中の坐撥各款とは、中央より福建に給與すべき金を中央より直接送付せずして、福建省の中央收入より直接交付するもので、應解款とは中央に送付すべき金である。

政府財政は形式上中央、地方の區別あるも、實際上悉く民より取つて民の爲に用ひ、人民負擔から云へば一樣である。然し本省全年收支總額は三千二百七十餘萬元(前表參照)あるが、之は全部福建省人民の負擔ではない。假りに關稅半額(約四百三十萬元)及鹽稅百分の三(約九萬元)を他省又は外地に輸移出するものとすれば、其の稅金は輸移出先の人民が負擔することとなり、中央補助款(四百六十二萬元)も勿論本省人民ばかりの負擔に非ざる故に、實際本省人民の負擔に歸するのは約二千四百萬元位のものである。

之を總人口一千萬人に割當てると、一人毎年二元四角の捐稅を國家に納付することになり、其の負擔率は低きも此の數は公然の收支を指すもので、此の外に貪官汚吏の私囊に入る分も相當あるから、事實の負擔額は二元四角を遙かに超えて居る(同上)。

第二節 稅制整理

前清時代の稅制は地丁、租課(學租、藉寺租、地租等賃借料)、糧米、鹽課、厘金、關稅、茶稅、雜稅、雜捐等とし、清末宣統三年(一九一一年)及民國三年(一九一四年)の概算額に照らし編成した國家歲入合計五百餘萬元に對し、地方歲入は八十萬元餘とし、國家歲入としては田賦二百五十八萬餘元、厘金百十五萬元を主とし、其の他茶稅四十七萬六千元、烟酒捐四十二萬元、契稅(登錄稅)十六萬九千七百元、商稅十五萬三千六百元とし、地方歲入としては田賦附加稅三十九萬一千元、賈捐二十五萬八千餘元を主とし、其の他雜稅、各道捐稅、雜捐等である。即ち國稅及地方稅を含む五百八十

萬元に同年度の海關稅及常關稅合計百六十五萬元を合して六百四十餘萬元であつたが、最近民國二十三年度（一九三四、五年度）は國稅としては海關稅八百五十九萬餘元、鹽稅二百八十九萬餘元、印花稅及烟酒稅四十七萬六千元、統稅七萬二千元、合計約一千二百餘萬元とし、省地方稅としては營業稅の五百二十九萬元、田賦の二百七萬元、房舖稅の六十三萬九千元、契稅の六十餘萬元、其の他諸稅等約八百七十萬元とし、縣稅としては田賦附加稅の百四十八萬元、屠宰稅附加の五十六萬元、房舖宅地捐の三十七萬五千元、雜捐百三十萬元、其の他約三百九十一萬元、總計約二千五百萬元に達し全收入の七割以上を占めてゐる。

以下本省の重要課稅本來の性質及之が整理狀況に就いて分說することにする。

第一項 田 賦（地租）

第一 在來の田賦制度

本省の田賦は元と地糧及丁稅（人頭稅）の二種を合したもので、地糧は田地の種類に依り一畝を單位とし、一定の稅率を課し、地丁は一丁を單位とし、一定の稅率を課し、前者は田糧、後者は丁口稅と稱し、康熙五十二年（一七一三年）には所謂「永不可賦」の法を立て、將來五十年の査定丁口數を常額とし、續生の實數には更に賦を加へぬことにし、以て雍正四年（一七二六年）には兩者を合して地丁と改稱し、近年に於ては糧米と同時に徵收されたのである。

糧米は素と各地駐屯の兵糧に供する爲に、現米を徵收したのに起り、俗に屯米の稱がある。此の各地徵收の現米は之を其の地駐屯の兵糧に供する外、之を省の米倉に納付し、兵糧其の他の用に供したが、其の後歷年の兵員減少と現米運

送不便の爲に、各地徵收の現米は之を錢に替へて省庫に送り、省庫は更に現米を買入れ之を米倉に貯藏することとしたので、現米は其の本來の性質を失ひ、本色と折色との二種に分れた。本色は更に之を二分し、一は道庫本色米と稱し、各州縣徵收の現米を省に送り、常豐倉に貯藏するものであり、一は綠營配給兵米と稱し、各州縣徵收の現米を留保し、其の地駐屯の兵糧に供するものである。折色も亦二分され、一は裁兵變價米と稱し、元と兵に給すべき現米なるが、兵員減少の結果現米を錢に替へ省庫に納付したものであり、一は兵員減少の結果に非ずして、交通不便の爲に初より現米を錢に替へ、省庫に納付することを認められた。之を九錢折價米と云つた。而して同じく道庫本色米と稱するも、實際に徵收した現米を省倉に納付したのは、邵軍廳及將樂縣の二箇處のみで、此の種の糧米は徵收高と納付高と一致するも、其の他閩江上流地方は交通不便である爲に、皆省城に於ける中米の市價に照らし、現米の代りに錢を省庫に納付し、省庫より各地方に代つて現米を買入れ省倉に納めたもので、實際徵收高と納付高とは固より一致しない。又裁兵變價米は初め同治六年には一石に付銀二兩の割合を以て計算したが、同九年には一石を一兩六錢とし、其餘四錢の内二錢四分を米耕に充て、其餘の一錢六厘を米餘とし共に省庫に送ることとしたが、實際省庫に納付せられたのは一兩六錢で、米餘は各地より多くは之を送金しなかつたのである。光緒三十三年從來の綠營を裁汰して新軍を組織し、其の經費として米餘を全部納付せしむることとして以來、始めて之を納付するに至つたと云ふ。九錢折價米は康熙年間に起つたもので、閩清、上杭及武平の三縣は省城を去ること最も遠く運送不便の爲に、初より玄米一石九錢の割合を以て現銀を送付することとした。其の後軍隊の經費は總て軍政費の名目の下に中央政府の歲出に編入され、糧米は清の舊制に依り一石に對

する一定の銀額を以て地丁と共に徴收され、中央政府の歳入と爲つたが、地方には引繼いで尙ほ義倉又は常豊倉の設けがあり、米收豊で米價の低廉のときに之を購入貯藏し置き、米價昂騰、貧民困窮の際に廉價で之を賣出し、米價調節、貧民救済の一助に充てた、之を平糶米と云ふ。定額は地丁に付清代の各縣は銀兩を以て之を定め、其の實際納付の際には、各縣一定の換算率に依り錢を以て之を納めた。各縣中地丁の最も多きは莆田縣の六萬一千餘兩（一石に對する換算率二兩三百文）とし、浦城及福清兩縣は各四萬兩餘で之に亞ぎ、その他侯官、建安、甌寧、建陽、邵武、龍溪、晉江等各縣は三萬兩を越えてゐた。

糧米に就ては前清時代より其の徴收定額及銀錢との換算額を表示して居つた。各縣中最も多きは同じく莆田の一萬八百十二石（一石五兩二百文）であり、邵軍廳の九千石餘、汀軍廳の八千二萬餘石が之に亞ぎ、其の他閩侯、惠安、上杭、光澤、南平等各縣は三千石を越えてゐる。

以上地丁の定額は合計百二十萬兩、糧米の定額は約十萬石で、一石一兩六錢に換算すれば、糧米の定銀額十六萬兩、總計田賦の定額は約百三十六萬兩となり、假りに一兩を一元四角として換算すれば計約百九十萬元となり、民國三年年度の歳計と相去る約六十萬元である。

田賦の徴收は従前各縣區々であり、例へば建安縣及甌寧縣は、地丁一兩に付糧米一斗を徴し、光澤縣は田一畝に付糧米二升四合二抄を徴し、大湖縣丞は地丁と共に糧米を徴收し、又糧米のみを徴して地丁を徴せざるものがあり、又長泰縣は屯丁及屯折の二種があり、屯丁は兵燹後毫も之を徴收せず、毎年屯折八十六兩四錢を徴した。閩侯縣は革命後に至

るも尙ほ前清の制を踏襲してゐた。而して徴收時期は毎年六月及十一月の二期で、前者を上忙、後者を下忙と云つた。

田賦徴收の弊に關しては前清時代より土地制度に附帶する不合理の小作制度に基くものがあつた。

蓋し本省には由來土地臺帳の一種である魚鱗田及柳葉田があり、地主の姓名、境界及地租額を記載してゐたが、兵燹の爲に燒失後は又準據すべき臺帳もなく、就中福州及福寧兩府下に在つては、土地に田根、田面の稱があり（土地制度の部參照）、田面は業主（地主）、田根は佃人（小作人）に屬してゐたが、小作人は常に地主の權力を操縱獨占し、地主をして他人に小作を爲さしめざる慣習を成し、或は地主の同意を得ずして小作權を私に他人に貸與し、或は他人に小作地を賣渡し、地主には何等通知をも爲さず、地主は租を得ざるが如く、斯る惡風を禁止したが效果を見なかつた。又建寧府屬には大苗、小苗の制があり、地主を大苗、小作人を小苗と稱し、民間に於ける土地賣買の際、若し地主より買ふときは田賦及契稅を納むるを要するに反し、小作人と共租するときは一文的雜費を要せざる故に、賣方は常に大苗を小苗と僞稱し、買手は小苗より買入れ田賦を免れんとすること田根、田面の場合に同じく、斯くして轉々讓渡の結果遂に田と租とは合せざるのみならず、田あつて租なき土地を生ずること多く、且つ地租の納付に當つては自ら縣署に到り納付すると、縣差（吏）に託して代納するとを問はず、一度は必ず胥吏（小役人）の手を経るを要した。而して地丁及糧米を納付するのは何れも銀を錢に換算するを要したが、各縣又換算率を異にし、銀一兩は縣に依つては一千六百文より二千九百文の間に在り、甚しきは同縣内でも其の換算率を二、三にするものがあり、之等換算率は固より規定があつたが、人民は之を知るに由もなく、胥吏の言ふが儘に納付するものなれば、此の間に中飽の弊百出し、實際地方省庫に納付されしものは徴收

實額より遙かに少なしとのことである。

又或は無主田地の隠佔の弊習があり、前清時代風に戸部側例には之が禁令を設けてゐた。即ち本省の海灘、荒地に於ける客民は移住し耕作に従事するが、一度凶作に遭へば貧民は外に逃亡し、其の田地は他に託し代耕せしめてゐるので、久しければ其の戸を轉換し、遂に陰没して現はれざるに至つた。故に糧あつて田なく、又田あつて糧なきものが生ずるのである(外務省編福建事情、福建省財政説明書)。

第二 田賦の整理

本省の田賦は現在に於ても前記舊時代と同様に積習相累り、爲に弊害が多々ある。徵稅制度より見るに、殆んど標準率なるものなく、且つ地籍簿は散逸して、徵收に當つては何れも諸稅吏の祕本に頼る有様である。従つて田あつて税なく、或は税あつて田なしといふ奇現象を繼續し、田賦の徵收は頗る公平を失し、収入も亦減少した。稅目としては本稅の外に、尙ほ各種の附加稅がある。本稅は地丁、糧米の二種に分たれ、附加稅には隨糧捐、徵收費、申票費、公路費附加稅、教育捐、自治費、地丁附加、申票附加、田畝捐等の多數項目がある。

稅率は各縣に於いて異なり、例へば同安縣の毎單位地丁一兩、糧米一石に付三十一元五角六分に對し、寧化縣は毎單位三元九角六分で、其の差約十倍近くに達する。故に田賦率を一定することは焦眉の急務である(民國二十五年福建統計時報)。更に本省の田賦が逐年減退の傾向に在る主因としては、左記事情が擧げられてゐる。

(一) 縣長が田賦の督收を等閑怠慢に附した爲に、田賦一切の權限を糧書(糧書とは糧總、糧管、糧長、糧櫃、糧房とも稱し、一郷の田賦徵收責任者で、富戸より之を任命し、)を僞造し、或は徵取して申票を渡さず、納稅者の一部を匿報する等、凡ゆる不正を逞うし私腹を肥やして居る。

(二) 各縣の田賦は上下兩期に分つて徵收し、糧書は一定期限に之を縣政府へ送附すべきものなるが、近年來送附高非常に減少し且つ延引がちで、一旦新舊縣長交送の場合には、其の舊缺滯納の分を一向清算しない。

(三) 糧書は上下兩期結束の時、申根の締切決算を爲さざるのみならず、未用申票も縣政府に返付せず、結束後夫れを惡用して追徵横領して居る。

(四) 各縣政府は從來皆糧書より陋規(賄賂)を收受し居り、再三禁令を以て改革に務めたが、其の弊害未だ除却されずして暗々に收受する所もあれば、縣長は之を公にし縣收入に移すものもある。此の陋規は田賦の中より控除される稅收の損害であつて、嚴に革除せねばならぬものである。

斯く弊害多きが爲に之が整理方針として左記事項に努むべきである。

一) 土地陳報(申告)は未完成で各縣の田賦は暫時舊制に則り、糧額は元との指定數字に達し得ざるも、今迄の實徵額より減少を許さず、二十六年分は本應規定範圍の最低額以上を期限通りに徵收送附すべきと共に、省政府頒布の第二二三九四號糧額表式に依り、詳細記入の上送附し、糧書にして怠慢或は故意に延引すれば拘引し省政府に押送嚴罰する。

(一) 各縣田賦二十五年下期より二十六年締切までの間に從來の既徵收、未徵收の分を逐條清算し、以て積弊を爰除

し、同時に省政府頒布第一一三二〇號表式に依り之れを記入送附するを要する。

(三) 田賦申票は土地陳報完成の各縣は既に頒發した執照式領收證を使用すべき外、陳報未完成の各縣は省政府頒布第四三九〇號樣式に依り、縣長は所管吏僚を指揮し、嚴密に監視するを要する。若し舊式申票又は字跡模糊或は前記樣式と相異せるものを發見するときは、糧書を舞弊罪に論すると共に、縣長及第二科々長、經徵處主任等も連座の責を負はねばならぬ。

(四) 土地陳報未完成の各縣に於ける糧務整理方法の可能で實行し易きは下記の事項である。

(イ) 各縣糧額は城市、鄉鎮夫々一定の比率と總額があり、其の減收の原因は査究すれば真相が判かる。

(ロ) 各縣在來の臺帳圖書を糧書をして毎年縣政府に持參せしめ、徵收前豫め徵收簿を作成提出方を命じ、以て其の發出申票面の金額と符合するや否やを對照する。

(ハ) 田賦弊害の最も大なるは糧胥が假領收證を發給し、納稅者は實名を用ひないで、花名を以てするに在る。本年下期より各納稅者の花名を悉く實名に更正せしめ、各自實際滯納額を一々公布せしむる。若し假領收證の分を入金せずして依然滯納の如く公布せる者あれば、其の指摘に依り縣政府は糧書を處罰する。

(五) 陋規の惡習を徹底的に革除すべきと同時に、糧書への徵收手數料は全額滯りなく支給すべきである。

(六) 土地陳報完成の各縣田賦徵收制度は已に改良したが、改良勿々須らく新臺帳に基き徵收員を督勵し、新章程に依り徵收せしめ、且つ隨時監督査考すべきものである。

第二項 契稅の整理

契稅は田地、家屋、山林、園地等賣買の契券に對して、其の契面記載價額に依り一定の稅率を徵收する。今日の不動産權利移轉の登記稅である、契稅を受けた契約證書に驗訊と云ふ登記濟の捺印あるものを紅契と云ひ、無きものを白契と云ふ。契稅は省地方收入の正稅で、其の増減は民間不動産物權移轉の多寡を以て定め得る。本省契稅の積弊は深く、人民も契稅に對する觀念極めて薄弱で、隱匿或は實價より甚しく低價を以てし、白契所有者より平氣で不動産を讓受ける者が頗る多く、所有權確定上竝に稅收上影響すること甚大のものがある。民國二十五年契稅收入豫算の六十一萬元に對し過去八箇月間は僅かに十二萬元で、豫算の五分の一に過ぎざるが如く驚くべき減收である。

民國二十四年度中曾て驗契を行ひ、未契稅者に對し廣く告示し督促を試みた處、驗契に應じた者は多數あつたが、白契所有者又は無契營業者は尙ほ少からず、省政府より再三辦法を規定し普及を期したが、各縣市區は未だ忠實に之を勵行してゐない現状に在る。

更に契稅に關する積弊の主なもの掲ぐれば、左記の如く三種に分れる。

(一) 匿契 匿報の弊害は最も各縣に普遍して居る。從來富裕者は不動産を買つても其の勢力を恃み、官廳の督促あるも頑として契稅を申請せず、弱小郷氏は抗拒の意志なきも、富者の例に倣つて隱匿脫稅し、官廳は追究拘引の方法なき爲に匿契の弊が遂に瀰漫するに至つた。

(二) 短價 賣買價格を少くすることである。民間不動産契據の多くは投稅しないが、中に官廳の督促で己むを得ない時

には、眞契を隠匿し價額のより少き偽契を作り、或は價格を實價より遙かに低下し税金を逃脱する。之も各縣に大抵行はれて居る。

(三)攤派 不動産の有無を問はず、全郷民に按分賦課する法である。各縣契稅は財政廳より一定の金額を指定し、派遣せられた契稅局員は之を全部徴取し、財政廳に送付すべきものであるが、局員は匿契等惡習から指定額に満たざるべきを恐れ、自己の職責を塞ぐ爲に、其の指定額を各郷に割當を爲し、各郷又之を全郷民に按分して醸出せしめる。此の弊風は閩南が最も甚しく、省政府より再三嚴重に禁令を發したが、陰に依然行て居る處が多い。此の弊害には二つの原因がある。

(イ) 人民方面 不動産所有者は契稅を納付するときは、一時に多額の税金を要するが、攤派は少額であるから目前の小利に迷され、却つて年々負擔に甘んじて居る。

(ロ) 縣局方面 各縣契稅局員は城市には智識階級者多く攤派の行はれ難きを知り、人の耳目を掩ふ術として城市だけは實契、實稅即ち定規の契稅を施行し、郷鎮地方は夫々一定金額を以て請負に付して居る。請負人は捐稅ブローカー、或は土豪劣紳等攤派の手段に慣れて居る者ばかりで、辛辣不逞に郷民より苛斂誅求し私腹を肥やして居る。

此の攤派の金額は財政廳には報告しないし、人民には契紙や領收證を交付しないから、調査する根據なく大部分は中間者の手に入る。要するに攤派の惡習は民間習慣の馴致とは云へ、契稅局員の辨理不善が一大禍根である。

閩北各縣では契稅を申請し、契稅局が手數を済ましても之を受取らざるのみならず、規定税金をも納付せず紛糾して

ゐる弊風がある。

又大頭細尾と稱し、契稅局員が投稅者と結托し、實際價格と契稅面記載價格との差額に對する税金の一部を局員に贈賄し、局員は其の不足價格の情を知りながら、契據を與へて居る不正行爲も甚だ多い。又攤派と稍趣を同じうする辨法に派契と稱し、契稅局員は契據の眞偽たるを問はず、各郷に夫々一定の稅額に相當價格の契據の投稅を命じ、各郷では不動産の有無に拘はらず偽契を作成し、契稅を受けるところもある。其の他契稅局員が出張督促の場合には、人民より草鞋費又は契紙費と稱して法外に搾取する弊害がある。

本省は辛亥光復の翌年民國二年國稅廳籌備處を設置し、契稅を辨理したが、最初は典賣又は新舊契據を論ぜず、一樣に一件に付一元宛徴收し、後に賣買契は價格の百分の四、典契は百分の二宛徴收し、契稅濟の契據末尾に契單なるものを給付した。民國三年財政廳の設立に及び、契稅々率は典三(百分の三)、賣六(百分の六)に上り、契稅濟の契據に典契紙又は賣契紙なるものを給付し、外國人の土地建築承租に對しては承租契なるものを給付し、稅率は百分の六である。民國十五年黨軍入閩するや、初は財務委員會を、次に財政處を設置し、同十六年又財政廳に復活し、同二十二年二月一日まで典賣兩種の契稅を辨理した。但し其の間民國十六年十二月十六日より同二十二年二月一日迄は、財政部の命令に依り驗契も兼行した。驗契辦法は(一)已稅舊契は一件に付紙價一元五角及註冊費(登錄費)二角、教育費二角を徴し(二)價格三十元以下のものは註冊費の外紙價及教育費を免除し(三)未稅舊契に對しては前記紙價の外契據面の價格及驗契別に應じ別に紙費を附加徴收する。受験期を三期に分ち、一箇月を一期と爲し、第一期は賣契百分の二、典契

百分の一、第二期は賣契百分の三、典契百分の一・五、第三期は賣契百分の四、典契百分の二・三、満期後は一箇月毎に更らに十分の一宛累加し、受験済契據に對しては驗稅契證なるものを給付した。當時驗契と契稅の手續限界は、契據にして民國十六年十二月十六日以前の成立に係るものは前者に、其の以後に成立したものは後者に屬して居る。同二十二年二月一日以降は契稅範圍を從來典、賣兩種契據の外に、補契、建等改契、換契、租契四種を追加し、同時に匿契、短價、攤派等の舊弊を嚴禁し、實契實稅主義の勵行に努力して來た。右各種契稅の稅率は左の如くである。

(一)賣契 賣價百元に付六元、十元未滿は十元と見做し、百元以上は按分増加する。
 (二)典契 典價百元に付三元、十元未滿は十元と見做し、百元以上は按分増加する。但し同一人間に於ける典契に次ぐ賣契訂立の場合で、典契を已に投稅した者は、賣契々稅の稅額より典契々稅を控除することが出来る。此の場合契稅局は賣契々面に其旨及實收稅額を註明するを要する。

(三)補契 價格百元に付六元、十元未滿は十元と見做し、百元以上は按分増加する。凡そ業主天災地變の爲に、契據を遺失し、又は祖先より代々承繼し未だ契據を訂立せざる者竝に契據紛失の原因を知らざる者は、地權保障として補契の申請を爲さねばならぬ。之は業主が先づ契稅機關より補契申請書用紙を受取り、逐項記入の上店舗又は近隣業主の連署保證を以て提出し、契稅機關は之を調査の結果確實と認めるものに補契を發給する。

承典人(抵當權者)にして典契を紛失し、只從來の舊契だけ殘存してゐる場合には、直ちに新聞に紛失の廣告を出すと同時に、出典人(業主)と再び新典契を作成し、而して保證人連署及新聞廣告文の添附を以て新に契稅機關より典契を受くべきもので、補契辦法を援用することを許さない。若し典契も從來の舊契も紛失した時は、先づ出典人により補契方法を援用して補契を受けた後、承典人と又新典契を訂立し、而して承典人は此の新典契を以て新に典契を受くるを要する。其税金は紛失者が負擔することに爲つて居る。

(四)建築改契 價格百元に付二元、十元未滿は十元と見做し、百元以上は按分して増加する。凡そ業主が買受けた不動産にして已に契稅を納付し、買受當時契據には空地と記載したもので、其の後家屋を建築した時、或は原契に大屋竝に空地とあつたものを小屋數軒に分築し、又は小屋數軒を大屋に併築する等増改築の場合には、落成後須らく紅契(契稅濟の契據)に建築費任譯書を添附して改契を申請すべく、紅契なきものは賣契又は補契辦法に依り手續せねばならぬ。増改築改契の稅率は増改築した部分の價格のみを標準と爲し、其の以前に投稅した契稅は悉く有効繼續を認め、契稅機關は改契稅面に舊價格と新築價格竝に新舊納付の契稅々額を明記するを要する。建築價格は材料送狀等の證據書類を根據として計算すべきも、若し落成後日長く、據るべき書類なき時は、公平に評價し以て稅額を定める。敷地又は家屋を賃借して新築又は改築する場合の改契々稅は、業主が負擔し、其の他の權利義務は當事者間に於て契約するものとする。

(五)換契 價格五百元以下のものは一件に付一元、五百元以上一千元迄のものは二元、一千元以上は五百元毎に一元宛増加する。凡そ業主にして已稅紅契が、永年收藏中蟲害に遭ひ、或は雨水で濕り、又は其の他意外の破損に依つて尙ほ印章、番號、價格、坐落、業主姓名及契面記載の關係事項が辨識し得らるゝ時は、換契を申請することが出来る。先づ業主より已稅紅契に規定税金を添へて申請すれば、契稅機關は原契に「已換契」なる印を押捺すると同時に、新契紙を

發給し、其の末尾に貼付し割引を加へた後業主に給付する。業主が換契申請の際、價格を原契價格より増加せんとするには、原契價格に對してのみ換契稅率を以て徵稅する外、増加の金額は賣契稅率に照して徵收し、契稅機關は換契内に原價格と増加額を記入するを要する。

(六)租契 價格百元に付六元、十元未滿を十元と見做し、百元以上は按分して増加する。凡そ外國商人が開港場の範圍内に於て、又は教會が内地に於て屋地を租借する場合は、民國十七年七月外交内政司法三部會同議定頒布の「外國教會租用地房屋暫行章程」及民國二十一年一月内政外交財政三部會同核定頒布の「外國人及教會租賃屋地稅契辦法」に照し處理する。其の處理順序は先づ租借約定の日より契約當事者の氏名、住所及租借屋地の境界面積並に同屋地歴來の契據寫等を記載する契約原稿を所轄契稅機關に提出すると同時に、新聞に廣告する。契稅機關は二箇月間を以て實地調査及省政府請訓の結果、確かに盜賣侵佔の情狀なく、國防及將來建設にも妨礙なきものと認めた時、更らに契稅機關の名を以て二箇月間新聞に廣告し、異議申立者なきものに限り、正式訂約及代金授受を許し、契稅手續を採る。此の手續を踏まずして訂約し代金を交付した者は、其の契約及交付した代金は一切無効に歸する(但し従前にも承租契の規定はあつたが、其の契稅手續は斯く慎重に取扱つて居らなかつた。)

契稅の期限は典賣契は契約成立の日より二箇月以内、補契及建築改契は業主が契據紛失を發覺の日、或は建築竣工の日より二箇月以内とし、期限を越ゆれば之を受理せず、又契稅を受ける時契約價格を隱匿する者は定章に依り處罰し、罰金最高額は規定稅額を越ゆることが出来ない。

民國二十二年契稅整理後稅收の増加さるべきを期待し居た處、同年閩西各縣の匪亂が往年よりも甚しく、冬季には福建事變(人民革命政府)の影響を受けた爲に、稅收は依然豫算額より減退を來した。同二十三年一月福建克復後、各縣契稅に對し又續々辦理機關の設置に着手したが、兵亂の餘り民力は己に涸れ、不動産權の移轉殆んど稀有であつた爲に、同年の稅收は最も激減した。其の狀況は左表の如くである。

最近三年間契稅の豫算額と實收額の對照表

年 別	豫 算 額	實 收 額	備 考
民國二十一年	六六三、六〇〇元	四一二、〇〇〇元	閩西各縣匪亂の爲に着手せず
同 二十二年	七八七、四〇〇	五三三、〇〇〇	同
同 二十三年	七二九、二〇〇	二四七、〇〇〇	同

民國二十四年三月契稅辦理を各縣政府に移管し、同年五月より又驗契を開始した。此の驗契は從來の驗契と趣旨辦法を全然異にして居る。即ち本省各縣人民は永年の因襲で匿契が一の惡習と成り、大多數は驗契を受けて居ないから、不動産所有者にして契據なきもの、或は白契(已稅の紅契に對する未稅契據畧稱)を所持する者甚だ多く、契稅吏員は遂に其の弱點に乗じ攤派(贖出)の惡法を襲用するに至り、各區各郷の人民は無期限に毎年一回宛攤派され、負擔金額は止る所なく、吏員の私腹に入つたものも亦追究し難く、況して近年各縣は重ねて匪害に遭ひ、契據の大半が燒却又は遺失された由で、若し一々補契を嚴命するに於ては、亂後窮民は到底契稅の負擔に堪へない。是に於て政府は人民を體恤

し、不動産権保障の見地より又驗契を開始し、費用は己稅紅契は無料、白契及補契は其の典賣の別及價格の多寡を問はず、一件に付總て一元と定めた。辦法は縣政府吏員が各區保に出張し、當該區の保長と合同して戸別毎に查驗を行ひ、查驗済の契據に對しては、末尾に驗契證と云ふ證書を貼付し、其の間に驗契鈴記なる印章の割印を施して返付する。此の驗契證あるものは紅契と同一效力を有し、爾後權利を典賣移轉するに非ざれば、再び徵稅さるゝことはない。此の驗契期間中契稅受理は暫時中止し、驗契が廣く民間に普及されれば、費用低廉で人民は必ず喜んで受驗に應ずるから、匿契、短價、攤派等の惡弊が一掃さるゝと共に、將來土地、田畝整理の根據にもなる。驗契期間は同年十月末迄の豫定の處、各縣より延期の申請があり、遂に省政府委員會第六十一次會議の決議で、一箇月即ち十一月末日迄延期し、十二月一日より又契稅辦理を復活した。之と同時に人民の負擔を輕減する爲に、契稅々率を賣契は價格の百分の四、典契は百分の二、補契は百分の四に改正し、各縣を通じ民間に布告せしめた。

將來に於ける契稅整理計畫は財政部頒布の辦理契稅大綱を根據と爲し、本省の地方情況を參酌の上、契稅範圍を擴張し稅收の増進を謀り、契稅々率を低減し、人民の負擔を輕減し、登記手續を規定し、隨時考査に便し、保甲協助を利用し、徹底勵行を期する等の目標の下に、本省契稅辦法の改正に着手中、既に福建省徵收契稅章程及福建省徵收契稅章程施行細則並に各種契約用紙、簿冊、領證等の様式を立案し、省政府委員會會議の通過を見たので、民國二十五年一月より施行する運びであつた(民國二十四年十二月二日)
(十五日福建省統計時報)。

次で省政府は同二十五年五月徵收契稅章程則を頒布し、凡そ民間の不動産物權の移轉は、必ず官契紙を購入記入し、契稅を申請すべく、私紙書契を使用すべからざることにした。爾來十箇月を閲し、各縣鄉民は未だ此の章程則を知らざるか、依然私紙契を使つて居る爲に、移轉又は投稅の有無を考査する由なく、各縣政府の宣傳不行届を知るに足るものである。

根本的整理方針として各縣は徵收契稅章程施行細則第八、九、十、十六各條を切實に進行し、例外搾取を革除すると同時に、契稅收入の高下を以て縣長成績考査の一條件と爲し、縣長は各市區保甲を利用し、廣く民間に宣傳し、官契紙を聯保主任に販賣せしめ、契稅查催員を特設し、各市鄉區に就き契稅有無の調査並に催促に當らしめ、一件たりとも漏らさざる様努力せねばならぬ(民國二十六年五月福建民報)。

第三項 營業稅の整理

第一 普通營業稅及烟酒營業牌照稅(特許稅)

支那の新營業稅は諸國の制度を參稽し、申告制に依り、或は外觀的標準を加味したものがあつたが、其の國情及民性からして未だ所得稅類似の收益稅としての實質を具備せざるのみならず、請負制が行はること、或は私設稅局の存すること、或は厘金と同性質である通過稅の實現を見て居るのである。

支那に於ける營業稅の由來は歐洲諸國に比して遙かに古いものがあるが、革命當初は一般營業が未だ發達しない爲に、前清時代の特許營業稅である牙稅、當稅又は烟酒稅の一種である特殊課稅に止つたのである。而して裁厘抵補として營業稅を創辦したのは、民國十三年(一九二四年)國定稅率委員會の計畫に係り、次で十四年には所得稅條例を發布した

が、其の施行し得ざるを見て之を中止した。更に營業税を一般に課せんとしたが又實施されざる爲に、先づ營業の稍大なるもの十數種を選んで特種營業税を定めたが亦之が實施を見なかつた。尙ほ同年末關稅特別會議當時にも財政部に於て之を擬定したことがある。而して實際に於ては民國十六年春、福建は軍費枯渴の爲に、一種の商業牌照税を施行し、會て其の條例十條を頒布した。之に依れば凡そ商業を営み店を有するものは、新舊を問はず登録して納税の上許可を受くべきものと定めたが、只所定の税率は過重で、小資本のものにも免税の特典がなく、其の資本二百元以下の者と雖も同等の課税を免れず、故に之を實施して間もなく反對論が紛起した。尙ほ直隸、山東等の省にも之に倣ひ實施せんとしたが、重課に傾いたので益々反對の氣勢高まり、實現を見ずして終つたのである(賈士毅民國續(財政史七))。

一方民國十六年七月十九日、國民政府が公布した劃分國家收入、地方收入暫行標準案に依れば、將來地方收入として營業税及普通商業註冊税を掲げ、次で十七年七月全國財政會議に於て又將來地方税として營業税を賦課すべき旨を提案し、更に財政部は全國裁厘委員會に於て各省征收營業税大綱を決議し、各省の營業税は裁厘後實施すべきことを定め、即ち二十年一月一日以降一律裁厘を決すると同時に、中央政府より各地方に對し營業税の實施を命じ、之に依つて先づ福建省に於ても江西、山東、廣東、河南、安徽等と共に、逐次之が計畫を立て實施することにした。

烟酒税は酒類及烟草に對する課税である。支那に於ける酒税は漢代以降之を實施したが、烟税は清代に入つて之が開徵を見たのである。而して兩税共に近年に至り頓に其の收數を増加したのであるが、烟酒税は消費税としての本税以外に、營業税に屬すべき烟酒牌照費及專賣に屬すべき烟酒公賣を存し、又烟酒税中にも消費税以外の特許税を含み、殊に

て其の徵收法には厘金と同じく通過に課するものが少くない。

烟酒税は前清時代には地方税に屬したが、民國二年財政部は國家稅地方稅劃分草案中に烟稅及酒稅を國家稅に列し、同三年には烟酒牌照税を、同四年には烟酒公賣税を實施した。其の後北京政府は民國十四年十月二十四日烟酒の輸入規程を公布し、次で國民政府は同十六年六月中央財政會議に於て江蘇、浙江、安徽、福建四省より徵收する中央政府の烟酒稅收入を五百萬元に見積り、國家稅中に烟酒特稅を掲げ、同年六月財政部は烟酒公賣暫行條例を公布し、公賣費を從價二割とし、從來雜多の稅捐を一切廢止することにし、又同年七月二十八日第百十八回中央政治會議の議決を経て公布した。裁厘後稅制改革大綱に依れば、雜多の烟酒課税を統一し、公賣費として從價二割を徵收する外に、烟酒販賣取締の便宜上別に舊牌照稅制度に準じて牌照費を徵收することにし、又翌十七年七月全國財政會議の際に稅務組より審査整頓菸酒稅收入案を提出し、其の稅制の統一等を計畫し、同十九年よりは土產麥酒にも烟酒稅を適用し、同年及二十年の兩年度には地方請負制の廢止を嚴命し、同二十二年三月印花烟酒稅會議を開いて增收に關し討議したが、其の決議に依れば土酒は改めて定額稅を課し、土烟葉には特稅を課し、同年七月以降之を實施することにし、其の施行區域は江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、河南、福建の七省に限ることとしたのである(南支那及南洋調查第二一五)。

福建省の現行普通營業稅及烟酒營業牌照稅辦理概況を述べれば左の通りである。

(一) 豫算額 普通營業稅に就いては民國二十五年豫算百二十萬五千六百三十三元に對し、實收は八十萬元に過ぎず、烟酒營業牌照稅七萬九千百十九元の中、福州市は一萬三千九百元を占めてゐる。

(二) 徵收機關 福州、廈門及晉江、莆田兩縣稅務局で徵收する外、各縣は縣經徵處が之を取扱ひ、各特種區には同二十六年一月より經徵分處が設立され、區内の省、地各稅及營業稅を徵收することに爲つた。

(三) 進行程序 財政廳は民國二十四年五月より各縣の稅務特殊調査に著手し、長樂、福清兩縣は既に調査を遂げ、之を根據と爲して徵收した處、極めて順調であり、次で上杭、永定、南安、詔安各縣も調査を了へ、晉江、仙遊、南平、寧德、海澄各縣は近く完了すべく、現に又趙錫形等七、八名をして廈門市、龍溪、建甌、福安、永安、華安、莆田各縣の調査に従事せしめ、之が完了すれば同安、沙縣、平和、龍岩各縣の調査に移るもので、其の他各縣は當該縣政府に於て調査を行ひ、同二十六年六月末迄に全省終了の豫定である。調査完了後の徵收開始各縣の成績は、前述の如く順調で、小資本商店の輕減、免除を見たもの約四割にも拘はらず、稅額は却つて増加され、全省完了の曉には年額百五十萬元に達する見込である。

右普通營業稅及烟酒營業牌照稅の過去に於ける減收弊竇を矯正整理するには、營業稅法及本省營業稅徵收章程、財政部修正烟酒營業牌照稅暫行章程、同施行細則を根據と爲す外、本省各縣市整理普通營業稅及烟酒營業牌照稅特殊調査計畫綱要に基きて調査を繼續すべく、其の調査事項及臺帳編成、調査後の注意事項は左記の如くである。

(一) 調査事項 調査員は正當稅源の遺漏なきを期する爲に、調査區域内の社會實況、水陸交通、市場分布、金融狀況、貿易習慣及主要生産品と輸入品數量等に對する概念、智識及頼るべき統計數字の蒐集を要し、而して各項章則を遵守して各商店戸別の帳簿に就き實際資本と營業總額とを調査し、帳簿不完全の所は現在商品と營業概況とを參酌して公

平に秤量した後、携帯の營業稅調查證下附及烟酒牌照稅申請書に各商店をして填入捺印の上取纏めて報告する。

(二) 臺帳編成 前項申請書に基き章則に照して稅額を定め、納稅通知書を發出し、期限附で複査、更正、申請を許すことに爲つて居り、複査後決定の分は底冊と稱する臺帳を編成し、徵收を開始し、同時に各項統計表を作成し、以て將來査核の根據と爲す。

(三) 調査後の注意事項 (イ) 底冊編成後、底冊に依り營業稅調查證及免稅調查證、烟酒營業牌照を作り、當該營業者に發給し、査察便利の爲に商店の明顯なる所に貼付せしむる (ロ) 各徵收機關は每期營業稅及烟酒牌照稅の移動報告書を作成する (ハ) 爾後毎年開徵前各徵收機關は、各商店に自發的に申請書を提出せしめ、以て普遍調査の手續を省く。

第二 特種營業稅

(一) 稅收豫算

特種營業稅徵收貨品を大別すれば左の如くである。

- (イ) 舶來品 石油、機械油、洋蠟燭、肥料、古新聞紙等
- (ロ) 省産品 竹、木、紙、筍、茶、果實類等
- (ハ) 舶來又は土産の砂糖、海産物等

三種あるが上游防務補助費及西北溪各沿途營業稅も特種營業稅各種貨品に附加徵收し、民國二十五年特種營業稅豫算稅收は次の如くである。

貨品別	稅額	貨品別	稅額
石油	五一、九二〇元	果實	八二、四〇〇元
機油及洋蠟燭	一五九、四〇〇	砂糖	一三八、二〇〇
肥料	二二九、八〇〇	海產物	四三三、五三六
古新聞紙	三七、三〇〇	上流防務費	七四五、〇〇〇
竹、木、紙、筍	五九八、六〇〇	西北溪各沿岸營業稅	一三九、六〇〇
茶	二二三、〇〇〇	合計	三、四〇八、七五六

(二) 稅區分布

各類特種營業稅の徵收は從來分類包商制を採用して商人に請負はせ、各類に總局の下に分局、分所、分下等林立複雑せるを以て、同二十五年七月より包商を取消し、區域主義の合併徵收辦法を斷行し、左記稅區に區劃し、統一を期して居る。

稅居名稱	所在地	徵收區域	徵收稅目
竹崎稅務局	竹崎	閩江上海	竹、木、筍、紙、西路茶稅、防務補助費
閩海稅務局	福州	瑄頭より福清江口迄、閩侯、長樂、連江、福清四縣	石油、機油、古新聞紙、洋蠟燭、肥料及南港の竹、木、果物、近城の茶、背外の茶、砂糖、海產物各種
厦海稅務局	厦門	南安、運河より詔安沿線迄、南安、同安、海澄、金門、漳浦、雲霄、東山、詔安八縣及厦門市	石油、機油、洋蠟燭、古新聞紙、海產物、肥料、砂糖、茶

(三) 稅率輕減

特種營業稅賦課品は本省特產物及舶來品で、稅率の輕重は貨品の產消に影響するのみならず、人民生計と關係甚しきを以て、近年來政府は財政に地方經濟を併せて考慮し、實情を參酌して稅率の輕減及免除を斷行した。就中稅額の稍巨大なるものを擧ぐれば左の通りである。

(イ) 木類防務費の輕減(民國二十四年三月實行)

木類名稱	原稅		輕減稅	
	數量	稅金	數量	稅金
木上類	每連	四五元	每連	三二元
同類	每連	四〇元	每連	二八元

同	尤	同	同
松	溪	松	網
竹	杉	竹	竹
雜	木	雜	頭
木	排	木	排
排			
每	每	每	每
連	合	連	網
一〇	二〇	二〇	八〇
每	每	每	每
連	合	連	網
一五	一〇	六五	五

一二五四

(ロ) 紙類税率の軽減

各地紙業營業稅々率從價百分の七・五、五・〇、二・五なる三級を五・〇、三・五、一・五に軽減した。
 從量徵收のものは原稅率の三分の一を減少し、右兩項は民國二十五年三月より實施した。
 各縣の地方收入として紙稅に對する附加徵收で、既に二十四年度豫算に編入したるものは、徵收を許す外、同二十五年より凡べて刪除することにした。

(ハ) 茶業税率の軽減(民國二十五年四月實行)

採辦業は舊稅率の五分の一
 内地茅茶百斤二元は一元六角
 輸出箱茶百斤一元七角は一元三角六分
 省外よりの移入茶百斤五角四分は四角三分
 各縣地方收入の茶稅附加徵收は同二十五年四月より一律免除
 上海木業稅率の整理(民國二十五年七月一日實施)

(ニ)

上海木業者は從來特種營業稅、臨時防務費、公路配債等を負擔せられ、其の章則、稅率は既に改正軽減したが、尙ほ之等稅目を簡單に劃一した。

(ホ) 福海屬六類營業稅の廢除(民國二十五年七月十六日實施)

五金、藥材、織物、錫箔、石炭、油類等生活必需品の六類である。

(ヘ) 上游竹、紙、筒稅率の軽減(民國二十五年八月一日實施)

品目	防務費		公路配債費	
	原稅率	輕減稅率	原稅率	輕減稅率
筒	百分の二乃至二・五	百分の一	詳	百分の一・五
竹	不詳	免	同	免
紙	同	依舊	同	百分の一・五

備考 各類特種營業稅は元の通りである。

(ト) 輸入蠟燭稅の改正

每箱大小に拘はらず、課稅五角を、一箱十斤以下三角、十五斤以下四角、二十斤以下五角、二十五斤以下六角、二十五斤以上は五斤毎に一角宛累加することに改訂した。

(チ) 福海竹木稅率の改訂と減免

福海稅務局賦課の竹木稅率の苛酷に鑑み、民國二十五年十月中夫々輕減又は免除する爲に、稅率表を改訂し公布實施した外、閩東鋸木廠(製材所)は特種營業稅を免除の上、現地納稅に改正し、當該縣に鋸木業普通營業稅を創設せしめ、特種稅々率從價千分の七・五を普通稅々率千分の五に輕減した。

(リ) 閩海屬蜆稅免除

本稅は民國二十五年十月閩海特種營業稅局に免除布告の發出を命じた。

(ヌ) 福海苔餅稅免除

同じく民國二十五年十月福海特種營業稅局に免除布告の發出を命じた。

(ル) 華安北溪木捐の合併(民國二十六年一月一日施行)

華安北溪の木類は現地にて木捐納稅あり、浦南に運出の際更らに北溪各途營業稅を賦課され、重複誅求の譏りを受けたので、右木捐を取消の上龍溪稅務局に合併し、木類特種營業稅として徵收することに更改した。

(ヲ) 杭永局所を撤廢し、峯市稅務所を新設した。(民國二十六年一月一日實施)

上杭、永定兩縣の各途營業稅を一切取消し、特種營業稅として賦課し、統一便宜上峯市に稅務所を新設した。

(ワ) 南港各種竹製品稅の取消(民國二十五年三月一日より實施)

節、簾等竹細工品十二種の課稅を苛酷と認め、閩海稅務局に取消を命じた。

(カ) 莆仙各地の竹製品稅を取消し、各項竹木出口稅に改徵した(民國二十六年三月實施)

竹細工品は一切免稅し、竹木類は大宗出口に對し課稅する外、肩扛零碎のものは免除することにした。

(ヨ) 漳屬米損の免除(民國二十四年四月一日實施)

本稅は元來撤廢した各縣の苛捐雜稅を補缺する爲に設けた處、目下稅績稍々上がった爲に、省政府委員會の決議を経て免除することゝ爲つた。

(四) 取締の徹底

年來各地走私の風熾烈なるに鑑み、政府は正當營業及地方産業の發達を保護する見地の下に、中央法令に準據し、各縣市政府及各軍警機關に極力海關の取締工作を協助すべき様嚴命した外、各稅務機關に取締の嚴密を通令し、特種營業稅に對しては、査緝偷漏特種營業稅辦法を制定し、各稅務局所に隨時巡查員を派出巡邏する様命令した。

政府は特種營業稅徵收に對し、既定方針の貫徹を繼續進行する外、左記各項に就き一層努力を拂つて居る。

(イ) 稅制改善 各縣市地方收入と特種營業稅の稅源を同じうするもの甚だ多く、斯かる重複課稅は商人負擔が過重たるのみならず、運輸阻碍手數煩雜の弊害ある故に、實地調査の上、併徵若くは減免辦法を制定し、改善する必要がある。

(ロ) 章則制定 從來特種營業稅の徵收に關する確定的章則乏しく、單に舊例に依り取扱つて居る爲に、分歧繁複の弊害到る所に聞かれるが、今後綜合的に調査し、全省一致の章則を制定し、以て納稅者徵收者何れも遵據する所あらしめ、本省稅務の明朗化を期する方針である。

(ハ) 税率整理 各類特種營業稅々率の標準は、今迄從量と從價に分かれたれ、稅率劃一せざるのみならず、徵稅單位と使用の度量衡器も各地相異なり公平を缺くを以て、目下切實に調査し、劃一稅率を制定する計畫である。

第三 牙稅(仲立業稅)

牙稅は牙行即ち經紀たる仲立業に對する特殊營業稅の一種である。由來民間の有無を懋遷(貿易)し、物價を評し以て市政を助くるものは運送店及問屋業で之を牙行又は牙戸と云ひ、牙戸たらんと欲する者は其の職業、姓名並に保證書を縣署に提出し、縣署は調査の上牙帖と稱する免許狀を下附して納稅せしめる。之を牙稅と云ふ。牙帖を受け、納稅の後事故の爲に廢業若くは其の資格なきものは官より隨時牙帖を撤回し、他の者を募集し、新帖を給する。右帖を有するものを官牙と云ひ、帖を有せざるものを私牙と云ふ。帖は特許鑑札に當る。私牙に對しては前清時代より罰則を設け取締つてゐる。

福建の牙稅は新舊の兩種あり、當初同省財政不統一の際司署より牙帖を發し、司庫に納稅したものを舊牙稅とし、其の後財政局より牙帖を發給し、同局に納稅したものを新牙帖と云つた。

舊牙帖の稅額は分つて原額及増額の二種あり、原額は數兩或は數十兩、或は百數十兩とし、増額は只數兩或は十數兩で、其の額は甚だ少い。當時牙戸の納稅するものは亦甚だ少く、民間では私かに牙戸と結託して脫稅を企て、仲錢を收むるものが多かつたが、光緒三十年(一九〇四年)練員の經費を作る爲に、各縣に命令して牙稅を整理し、各縣牙戸の數を調査し、私かに仲錢を徵收するものは一律に牙帖を受けしめ、一箇年の納稅額を定めた、之を認加額と云ふ。右額は之

を原額及増額に比すれば十倍、或は十數倍するものがあるが、要するに牙稅は其の種類は甚だ多きも、各牙の年額は甚だ多からず、其の最も少きは二、三兩、多きも五百兩に達せず。而して其の最も多きは霞浦縣の魚牙で、原額三百二兩、増額五十四兩、認加額四百四十八兩であつた。其他牛、豚、五穀、砂糖、香茸及紙類等に對する牙稅もあり、而して其の額は素より少きも、其の種類は繁雜で往々二重課稅になるものがあり、小民の負擔を増したのである(外務省編)福建事情。

次に福建省に於ける牙稅の現状を見るに、牙帖(許可證)を發給し、官牙(官許牙行)の設立を許す商品は五種類ある。其の施行區域は僅かに十九縣であり、民國六年度は五萬三千元、同七年度は四萬元臺に過ぎなかつたが、民國二十三年度稅收三十三萬五千元中、魚牙、豚牙兩項が其の五分の四強を占めて居る。

以前は請負制度を採用し、或は縣政府に徵收兼辦を命じた處、民國二十四年整理を加へ、斯業者に年額二十八萬五千元を以て引受けさせ、牙稅總局を設立して管理せしめたが、翌二十五年各縣に經徵處設立するや、牙稅を經徵處に合併し、整理中の處、相當成績を擧げ、同二十三年度稅收額を超過する見込であつた。同二十四年私牙取締暫行辦法を設け、各縣を通じ各私牙に營業許可證受領を命じた處、既に三十三縣、五百餘戸が受領し、其の登錄費七千餘元に達し、又許可證受領後毎年營業稅の負擔を要し、各縣申告の右稅額が五萬餘元ある。

牙稅の整理方針としては牙帖受領の官牙は、定章に依る牙稅を徵收する外、仲介料、掛金立替の利息、同業會費、地方附加捐等各種不當負擔を加算して居る。各種官牙は各縣經徵處の手で整理中なるも、依然請負制度で積弊深く、商人の負擔を輕減し、增收を期するには、至急に此の中間搾取を排除し、縣經徵處に於て直接徵收することに改革せねばな

らぬ。

私牙は營業許可證受領の日より起算し、毎年營業稅仲介收入千分の二十を四期に分納し、縣經徵處は納稅底冊を作成し、停業、新設、移動毎に記入を要する。牙行營業は縣市鄉鎮の交易場所に行棧設置を要し、貨物交易の媒介機關であるから、營業許可證なきを得ざると同時に、同一許可證の兩地使用を許さず、投牙も販客の任意に委かせ強拉壟斷を禁止する。許可證有效期間は一年、納稅等級は年々の調査報告に據り指定するものである。

第四 屠 宰 稅

支那の屠殺稅は其の沿革古く、本と雜稅の一に屬し、其の徵收法は地方の慣習に依つて定むるので、稅率及徵收手續は一律ではない。民國四年財政部は劃一制を立つる目的を以て始めて屠宰稅簡章七條を定め、翌五年十二月に同章を改訂し十條とした。其の方針は耕牛は農田と關係あるが故に屠稅を免するが、只豚羊は奢侈性を帯ぶるが故に稅率を高めたと云ふのである。

福建省に於ける屠宰稅は家畜屠殺の數量を以て課稅標準とするが、稽査困難の爲に、從來之を包商(請負)に附した。最初は豚一頭に付四角、羊二角を課徵したが、民國十三年屠宰善後捐と稱して豚一頭六角、羊一角宛を附加し、其の後又屠買捐として豚二角宛を附加徵收して來た。同二十四年十月省政府は之等附加名目を廢止の上正稅に合併し、豚一頭一元二角、羊三角宛賦課することに改正した。同年十二月包商の徵收手續が定章に背き、弊害頻發する爲に、先づ福州、廈門兩包商制を取消して直接徵收し、其の他各縣も縣經徵處に漸次包商より接收する様通令し、整理の結果民國二十五年

(二十五年七月一日より二十六年六月末日迄)の全省屠宰稅年額百二十餘萬元に達する見込であつた(民國二十六年六月福建民報)。

第四項 徵稅機關の統制

地方稅中の省地方稅と縣地方稅の徵收機關は、從來一定の系統がなく、民國二十四年財政廳は各縣に稅務局を設立し、各縣の省稅を徵收し、契稅、屠宰稅、營業稅等の如き各縣の收入に屬するものは、縣政府より之を徵收したので、稍其の統一を見たのである。但し各縣の金庫は未だ設立せられず、各種稅收の拂渡及各種經費の支出手續は尙ほ繁瑣で、其の運用も亦之に依つて敏速を缺いたので、當局は財政改善の見地より各縣に金庫及徵稅所を設立することに決し、同十四年冬先づ縣政訓練所内に金庫人員訓練班及徵收人員訓練班を設立し、現に兩班の入員は既に訓練を了した。

省、縣金庫及各縣徵稅所設立案も亦前回の省委員會議を正式に通過し、民國二十五年七月一日、二十五年新豫算開始の時に之を實行することにした。蓋し財政廳が定むる所の省、縣金庫徵收所設立法は、縣地方稅收入一萬元に満たざるものを除いて、一律に縣徵收所を新設し、責任を以て全縣の地方稅收入を徵收するの外、省稅に屬する房舖稅、土地稅、契稅、烟酒牌照稅、爐稅、田賦、當稅(質屋稅)、牙稅(仲買稅)、營業稅の十種を徵收し、徵收所は省、縣稅を徵收せる縣分は、縣分金庫に送届けて保管せしめ、其の都度之が支出に便し、各縣分金庫及徵收所成立後は各縣既存の稅務局は分別して之を撤廢することにし、只閩侯、廈門、晉江、龍溪各局は暫く之を保留し、改めて營業稅專局とし、専ら營業稅の徵收に従事せしめた。省金庫及廈門分金庫は福建省銀行本店及廈門支店內に置き、省銀行の現在資本は五十萬元なるも、省委員會に於て定めた二十五年豫算開始の時に之に五十萬元を加へ、合計資本額を百萬元とし、其の時期

に至れば福安、晉江、龍溪、龍岩、涵江、南平、建甌各地に支店出張所を設立し、兼ねて金庫縣分庫事務を行ふことにする。以上省銀行支店出張所及縣分金庫の所要人員を既に省政府に於て金庫人員訓練班修業學員中より十人を選抜し、二箇月間江蘇、浙江に出張して事務の視察を爲さしむることにし、其の手當は一箇月三十元の外に旅費二十元を給し、四月十七日に出發し六月中旬に歸國して準備に著手することにした。其の餘の修業學員は之を六組に分ち省銀行、閩侯、仙遊、莆田、晉江各縣政府及廈門市財政局等の機關に就き實習せしめ、六月末に之を完了し、再び前記各縣設立の縣分庫及徵收所に分派することとした。(民國二十五年四月二十日天津益世報)

第五項 厘金の廢止

厘金は常關稅と併立し、海關制度の確立と共に、太平亂の結果生じた内國關稅の一である。厘金と云ふも敢て特殊の性質を有する稅種ではなく、其の實體は古來の商稅又は常關稅の補完であり、又其の擴張であり、之に依つて臨時軍費を支辨し、窮迫した地方財政を救済したのである。厘金賦課の原因は主として髮賊及捻匪亂に依る地租の缺陷を補充し軍費支辨の爲の一次的權宜手段に出たのである。即ち一八五一年の太平亂發生以來戰禍の爲に、地租、關稅、鹽稅等重要の財源は破壊され、就中田園の荒敗に因り田賦は約三分の一を減收し、常關は東南諸省を通じ殆んど全部停閉した如き情況あつたので、同三年(一八五三年)大常寺少卿雷以誠が始めて江蘇揚州仙女鎮に於て之を施行し、當初の稅率は米に對し百分の一分を徵したので厘金と名づけたのである。(雷以誠試辯の緣起は當時已に徵收してゐた會館の章種に則つたものか、林則徐一文惠の法に倣ふとあるは之に據るのであると思はる)

厘金の意義を解説すれば、厘金は各省間又は同省内の水陸各地を通過出入し、其の他通過貿易に關係ある内外貨物に

對して課徵する内國關稅であるが、實際に於ては關稅以外の消費稅又は營業稅等の稅種を包含して居る。従つて又厘金の種類には課稅の場處、又は度數を標準とし、場處的には普通に發送地厘金、中途厘金及到著地厘金があり、發送地厘金には、起厘、出產厘、出江、出山厘等の例があり、中途厘金には、驗厘、行厘(活厘)、過境稅等があり、到著地厘金には、坐厘(門市厘、板厘)、牙厘、埠厘、落地稅、銷場稅等がある。度數よりは各地に分抽重課するものを統一した統稅、統捐又は全稅、總稅等があり、起驗より分てば一起一驗又は二起二驗等がある。

福建省に於ける厘金の起源は、福建省財政説明書には、仙女鎮同様に咸豐三年としてゐるのは尙早で、恐らくは誤りである。蓋し福建省では同三年三月には茶稅を徵收し、後に之を厘金と合併して報告したのであつたが、厘金の名は附せず只一新稅として計上したものを混合したのである。實際本省厘金の課徵は咸豐七年(一八五七年)に在り、即ち同年十二月に百貨厘金を試辦したものである。尤も阿片厘金は前年の同六年に開徵した様に思はれる。

福建に於ける厘金は從來正項及雜款に別ち、正項名目は七種に分ち、第一は百貨行商厘金(雜貨厘金)であり、同治四年(一八六五年)左宗棠の時代に籌餉事務の急を要した結果舊章を改訂し、次第に局卡を設立し起驗制(前後二回徵收)を定めた。第二は木植厘金であり、同じく同年に開徵した。特に百貨厘金中から特立した木材は、本省の大宗物産であり、收入も他に比して巨額を占めた爲である。第三は雜貨加捐軍餉である。本稅は咸豐十一年に浙餉を協濟する目的を以て雜貨厘金の外に加捐を設けたが、同治三年に廢止した。第四は坐賣厘金である。同治五年に百貨厘金を二割減徵すると共に、坐賣は一律に之を停免し、竝に各局卡に於て分別裁併した。第五は茶葉厘金である。舊茶稅としては咸豐以

前より起運及落地の兩税があり、茶厘は咸豐八年、茶捐は同十一年に各加抽を定め、茶厘雜類中には諸種の手數料を定めた。第六は加徴二成落厘である。光緒二十五年（一八九九年）に茶糖成案に遵照し、一律二割を加徴した。第七は洋藥厘金である。次に雜款名目は護商經費等九種に分類してゐる。

本省の厘金制は同治四年の厘務整理に際し江西、浙江の各章程を採り課税品の價格を決定し、其の課税標準は海關規則の倍加即ち從價一割とし、同年以降福州南臺鎮地方出入の貨價は減じて七折（掛）に計算し、實際税率は從價七分に當らぬ。徴收法は兩起兩驗制（前後各四回徴收）を實施し、起厘三分、驗厘二分とし、次起及次驗の各税厘金も亦同一税率を課し、其の他は重徴せぬことにした。

課税の票式は三聯單とし、存根、給商及繳查の三種に分ち、二起二驗の徴税の證憑書類となる。尙ほ清理財局章程に依り同局に備ふる爲に一聯を加へ四聯單とした。其の他特殊の票式は約十種に上り、就中討論單及擇減單（擇減税）は對外關係上子口税（内地通過税）制度に關係し特筆すべきものである。蓋し外國商人の輸出入貨物に就いては、毎に各國領事の證明書を附し、厘金の免除を申請するものを討論と云ひ、其の票式を討論單と稱する（當初は英佛兩國人の輸入自由貨物人士貨を取運し厘金を免除するが故に爲つて包攬（引受）を爲すもの）。（當初は英佛兩國人の輸入自由貨物人士貨を取運し厘金を免除するが故に爲つて包攬（引受）を爲すもの）。多く、之が爲に此の項の減收年三、四萬金以上に達したと云はれた。

即ち商人は之が利益を知り、相率めて外國籍に入り、外國の商標を掲げた各種貨物を通じ討論し、厘金の免除を乞ふて已まぬが故に、特に各貨物中から四十餘種を擇出し、厘金數に照らし多く減税し、其の票式は之を擇減單と稱した。

局卡は創辦當時僅かに福州、厦門兩港のみに設局し、又其の貨物に就いては制限があり一は輸入の廣東貨物、一は輸出

の木、紙、砂糖、烟草等とし、咸豐八年雜貨厘金を徴收するに當り、南臺厘捐局を改めて總局と爲し、竝に厦門厘捐局の外、興化府屬の涵江、泉州府の南門、漳州府屬の銅山、福寧府屬の寧德、建寧府屬の浦城、崇安、邵武府屬の光澤、汀州府屬の上杭等には分局卡を設けて其の要を扼し、同治三年三月の厘務整理の際に當り、税厘總局を設立し、商税を税厘局に歸併し、委員を派收し、同四年の改革には省城所設の南臺厘捐總局を城内に移し、名づけて福建通省税厘總局と云ひ、南臺の厘局を南臺税厘總局とし、福州府屬の分局卡を之に隸屬せしめ、厦門厘局も厦門税厘總局とし、泉州府永春州屬分局卡を隸屬せしめ、建寧興化等には次第に府局を設立し、各縣分局卡は之に屬し、厘金制は漸く備はつた。光緒二十九年には通商税厘總局を財務局に歸併し、南臺税厘總局を水亭の局卡に歸併し、其の前に水亭の局卡に隸した局卡を改めて財務局に歸せしめ、餘は悉く之を舊に依らしめた。各局卡で徴收する厘金中百貨厘金の外に、木植厘金、護商經費、落地商税等は正款として報告すべく、之を標準額の中に入れ、四分補水七厘單費等の項には、隨收隨解（送）とし正款と關係なく、殊に落地商税は竹崎、閩安、雲霄、光澤、崇安、大安、浦城、深坑等の關に於て專收又は兼收し、洪塘、北嶺等の關局に於ても之を徴收した。

茶税は咸豐前から起運税として産茶の地方官より每百斤に付銀一錢、火耗銀（附加税）銀三分五厘、正耗補水銀の一分計一錢四分八厘五毫を徴收し、落地税は竹崎關經過のものは、箱茶百斤制錢十八文、袋茶百斤二十三文とし、北嶺關經過のものには、其の種類を分たす百斤制錢二十九文とし、其の後屢々改訂を見、光緒二十四年每百斤銀一兩九錢八厘五毫に達した。

茶は厘金を課せらるに及んで著しき弊害を伴ひ、所謂大頭小尾の例で、奸商は司巡と申通し、百斤の茶に就いて貨票には百斤を記するも報票には十斤と記し、九十斤の正款を私囊に入れる。其の他陋規が甚だ多いのである。又税法上の缺陷としては茶價低昂の度は著しきものがあり、其の税則毎百斤概ね一兩九錢八厘五毫を課するも、茶の最高價に屬するものは百にして一を課するに過ぎざるに反し、最低價に屬するものは一にして二を課するが如く不公平であつた。而して本省茶が外省に入れば必ず課税せられ一茶二税となり、外洋に出づるものは既に本省に於て納税する外に海關に於て正税、子口税及内地税を加算すれば三兩七錢八分三厘五毫に上る。現に厦門に於ける課税は製茶貿易を破滅に陥らしめたことは既述の通りである。福州の粗茶と雖も輸出税を加算した従價は三割五分に達した如くである。

船舶に就いては臺灣から入港の海船は、上海からのものと同じく三割を減じ、五百石以下は毎船捐錢二十兩とし、五百石以上は次を以て遞増し、寧波、乍浦、福寧等各處よりの入港船舶は減半した。要するに本省の厘金章程は、同治年間の所定を標準とし、前記起驗の税率を百貨に就いて定め、當初同治二年所定の福建省百貨行商厘金章程に依れば二十款一千種以上の税目に分ち、後同十三年の訂定に於ては、土貨に比し一割乃至五割の高率を課してゐる。而して各厘局卡には必ず新舊兩種の種表を備へ、時宜に従つて或は新率に依り、又は舊率に則り隨意に選擇課税したので、自ら同一貨物に於ても其の率は各地區々であつた。

本省の厘局卡數は福州府屬に十七(九局)、興化府屬に三(二卡)、泉州府屬に十一(五局)、漳州府屬に六(一卡)、延平邵武府屬に八(六局)、建寧府屬に八(七局)、汀州府屬に九(五局)、福寧府屬に四(三局)、合計四十一局、二十五卡であつた。

厘金收入は光緒六年(一八八〇年)の定額百五萬三千餘兩が、同十九年には前三箇年の數を平均して年額八十九萬九千餘兩とし、同二十四年二十七年及三十年は各九十萬元を越え、同三十二年(一九〇六年)及宣統元年(一九〇九年)は八十八萬餘兩に下つた。然れども民國に入り増加して民國十五年の定額は三百六十二萬二千餘元を計上したが、同十六年の收數は百十萬二千餘元に止つたのである。

本省の厘金も他省同様に弊害があり、就中局卡の中飽甚だしく、一局で多きは萬金餘、少きも千金餘に達し、各地を通じて私囊に入るものは一箇年三十萬を下らずと云はれ、從價一割の法定率も二割に上り、殊に本省は負山濱海、上下兩地に於て風氣各異り情形一ならずして、局卡の商人に對する徵收には匿して報せざるものがあり(聯票を寫さず減折)、報じて實に合はざるものがあり(多を少と報じ、大を小と報ずる例)、其の他特記すべきものには(一)規費とし、局卡に於て貨物の全數に照らし納税せしめず、割引して徵收し利を得るものであり、(二)銀餘とし、厘金を完納し各商銀票を納附するを除くの外、其の零星雜件は毎兩制錢を以て割引徵收し、之を銀價に對比し多く盈餘があるのであり、(三)票餘とし、厘金を完納し各商銀票を納附するを除くの外に、零星雜件は毎兩臺伏(番票)を以て割引徵收し、之を銀價に對比し多く盈餘があるのであり、(四)雜費とし、厘金正雜各款の外に、尙ほ紅包酒例、過印例、驗禮收過單費等種々の名目があり、(五)餘款とし、凡そ局卡收入の數は之を定額に對比すれば尙ほ盈餘がある、(六)罰款とし、凡そ商販にして匿報偷漏等の情弊があり、查出科罰に依る收入である。

厘金の弊害は實施後直に其の弊を認めたので、創定後約十年にして既に之が撤廢の必要を唱道するものさへあり、或

は同治五年（一八六六年）以降三年頃には開港の周圍半徑六哩には、三十支里内免厘の提案と共に、通過税を地方政府に分配し抽厘を防過せんとする主張もあり、其の後清末に至り芝罘條約又はマツケー條約等に於ては、廢厘計畫を定めたるものがある。當時各地に於ては厘金の改正法として局卡の廢合、稅率の低減を期し、統捐制を設け、厘金の單一化、合理化を計り、民國に及んでは統捐を更に貨物税に改め、革命政府は善政の一般として夙に廢厘計畫を標榜した。現に民國二年には四川、浙江等は又統捐に改め、湖北は過境銷場税に改め、江蘇は貨物税に改め、福建は商捐に改辨したが、收數減退の爲に後又復活し、福建其の他十省は従來同様に厘金の徴收を繼續した。然れども全國に於ける廢厘加稅運動と中央政府廢厘計畫の進捗に伴ひ、福建に於ては民國十八年一月十五日より裁厘し、同十六日より特種消費税を開徴することに決し、重要生産品十種を選び、産地で一回徴收すれば全省を通過するも再徴せざることにしたが、實際は其の後産地にも亦消費地にも、内地通過途中に設局し、従前に比し一層高率の課税を爲し、殊に茶税の如きは厘金に倍加したので、同十八年六月上海總商會より之が撤消を財政部に請願したことがある。翌十九年閩安關では茶類落地税を徴し、軍閥は上流地方で尙ほ兩起兩驗の重複課税を實施してゐた。國民政府は關稅自主權の發動に伴ひ、財政部は民國十九年（一九三〇年）十二月十五日各稅務機關に對し、厘金及類似の一切の内地通過税を同年十二月末日より永遠に廢止すべき旨を通令し、次で同月二十三日財政部長宋子文は各關係方面に對し、同種の通電を發し、同月二十六日蔣介石は各省府各市長に對する通電中に、裁厘は革命の成敗に關する試金石なる旨を力説したのである。

斯くして裁厘に伴つて海關に於ける内地通過税たる子口半税及沿岸貿易税（復進口税）も同時に廢止し、五十支里内常關税も民國二十年六月一日より廢止することに至つたのである。故に本省の厘金も固より同二十年（一九三一年）一月以降廢止されたのであるが、本省の地位は山岳多く交通不便であり、奥地土匪の跋扈もあるので、厘金と實質を同する内地通過税が依然として行はれてゐる實情である。

附錄 臺灣（改隸前）の厘金制

臺灣は改隸前福建省の管轄下に在り、自ら厘金を實施したが、其の位置が海外の一孤島である關係上、本土と稍赴きを異にしたものがあつた。即ち臺灣に始めて厘金を實施したのは、咸豐十一年（一八六一年）淡水に百貨厘金を設けたのを嚆矢とする。其の徴收法は船舶の積載數量を標準とし、貨物の精租を問はず、包括して課税した所謂總額課税法（Lump Sum Taxation）であつたが、収入は少く、輸入品中では洋藥（外國阿片）を大宗とした。次で同治五年（一八六六年）淡水同知は内地課税の如何を問はず、洋藥每箱に付附加税共に銀六十圓を徴し、年額約十萬兩に上り、安平の同收入も約同額であつた（當時阿片の輸入は五、六百箱乃至一千箱に達した）。一八六九年一月淡水海關稅務司代理テイントアの報告に依れば、入出港共に各貨物に對し抽厘し、地方から戒克に依る阿片に對し輸出入港共に厘金を徴せられるが爲に、其の輸入を減退したと記してゐるが、同治九年（一八七〇年）に至り輸出に對しては先づ重要生産品の一である樟腦に抽厘し、樟腦は同治八年專賣制を廢止し、後外國人が入山採買し、三聯單に依つて輸出するにも、通商條約の規定に存する子口半税（Outward Transit Duty）を納付しなかつたもので、道臺黎兆堂は委員知府胡斌に命じ淡水同治と會同し、局を設け、百斤に付半税同額に五角五分を徴し、又茶の輸出も相當額に達しないので、同九年同官憲は一擔に付銀一圓を課税した。當時茶商中抗税を企圖し

たものがあつたが、黎道臺の解職となり酌量減税した。石油の抽厘に就いては淡水廳誌に依れば、基隆に於ては同治二年（一八六三年）八月開港以來同十年頃迄の間に石炭の産額十餘萬擔乃至三、四十萬擔を占めたので、新税則に照らし海關税を減じ、百斤に付銀五厘の外に厘金は半税に過ぎぬ。且つ福建船政署公用の分には課税せざることにした。然し同治二年から同十年頃迄の間の何年に試辨したかは未詳である。阿片の輸入に對しては輸入税と共に厘金を徴收し、光緒七年十一月の税種に依れば每百斤華稅銀三十兩、票稅銀十五兩、厘金銀十六兩、海防護商經費銀二兩九錢、合計六十三兩九錢とし、支那本土の例に比すれば遙かに低いのである。

光緒十二年（一八八六年）劉銘傳の臺灣に巡撫として蒞任するに迫んで、六月臺北に厘金總局を設け、同月及翌十三年一月に淡水分局滬尾卡、基隆分局金包里卡、宜蘭分局利澤簡卡、新竹分局後壠卡、舊港卡、鹿港分局笨港分局番挖卡、梧棲卡、安平分局十二宮卡、布袋嘴卡、港仔寮卡、樸仔脚卡、旗後分局、東港卡等の局卡を設け、總計分局卡三十八箇所に達した。

劉銘傳は税制の整理に著手すると同時に、省政を実施する必要上、専ら舊制に依り收入増加の目的を以て、輸入に就いては獨り阿片に抽厘するも、同十二年五月臺灣出口百貨行商厘金科則を制定し、輸出に就いては百貨を捕捉し、税率は大概從價五分を標準として成る從量税とし、漸次課税貨物を追加した。臺灣に於ても支那本土と同じく厘金を請負に附し、洋藥に就いては光緒元年臺南で、同七年臺北で之を地方商人の請負に附した。同八年の改正に依れば請負額は臺南は六八洋銀十萬五千六百元、臺北は七二花銀五萬元、合計十五萬五千六百元であつた。又樟腦厘金は當初から之を

商辨に附し、同八年專賣制を実施し、翌年一時之を官辨に復し、光緒八年には又之を商辨に移し、同十一年には茶厘を英國商人に對し四十萬兩の請負に附したことがある。

劉銘傳は厘金章程を公布し商辨を改め、一式官辨に統一せんとしたが、尙ほ完全に實行せられないで、後に至る迄請負制とした。例へば茶厘の如きは前記英國人の請負に歸し、又福州の紳董陳寶琛名義の商辨とし、次で林鶴年が之に代り、改隸前の光緒二十一年（一八九四年）迄請負を繼續したのである。

我が國の臺灣領有に當り明治二十八年六月淡水税關を、九月基隆税關を、十月安平税關を設くるに迫り、先づ材木、製茶、砂糖に關する厘金を蠲免し、翌二十九年三月一日砂糖厘金税、補水銀等を全廢し、同五日には樟腦に關する防務費補水銀等を免除したのである（福建財政說明書、羅玉東中國厘金史上、福建省例卷九、淡水廳志、臺灣通志稿、臺灣通史卷三、南支那及南洋調查支那內國關稅制度其三及其四、The Decennial Reports, 1892-91, pp. 411, The

Trade Reports, 1860, pp. 159-160, Davidsen, The Island of Formosa, Past and Present.

第三節 地方公債

福建省の地方公債は便宜上之を民國十五年以前及十六年以後の二期に分つことが出来る。前者は北洋軍閥時代の發行に係り、南洋軍務公債、軍需公債、八年內國公債、金庫有利證券、軍需善後借款證券、軍用短期借款證券の六種で、發行總額五百十八萬二千二百五十二元、未償還總額四百八十七萬二千五百五十二元に達して居る。歴代省當局は之が整理に就いて建議したことがあるが、相續く財政難の爲に實現せられず、今日に至るも未だ毫も償還せられないである。

後者は國民革命軍北伐以後の發行に係るもので、民國十六年の地方善後公債、二十年の短期庫券及同年の第一期公債、二十一年の第二次短期庫券、二十四年の短期庫券、二十四年の地方建設公債の六種で、發行總額一千五百五十三萬一千五百二十五元、未償還總額一千四百七十一萬八千七百八十八元あり、兩者合計發行總額二千七百七十一萬三千七百七十七元、未償還總額一千九百五十九萬一千二百七十元になつて居る。後者六種の内容及現狀は次表の如くである。

(一)福建省地方善後公債 民國十六年九月地方善後處置竝に金庫券整理用として發行し、總額三百萬元、利率年六分、全省契稅及丁糧附加收入を以て償還基金となし、毎年六月及十二月末日の二回に元利の一部を償還し、同二十二年十二月末日迄に完済することになつて居るが、發行以來元金の一部を一回償還し、利息三回支拂の外、同十八年二月元金償還の抽籤を行つたが償還せず、利息は第四回目より未拂のまゝ、今日に及び、元金の未償が尙ほ二百七十六萬元ある。

(二)福建省短期庫券 民國二十年三月地方部隊編遣用として發行し、總額五百萬元、月利一分、中央協款を以て元利還付の基金と爲し、發行後第三箇月より十箇月々賦で還付することになつて居るが、中途時局の影響で中央協款の送付中斷に伴ひ、還付も中止されてゐる。其の殘高は尙ほ十九萬七千九百九十三元ある。

(三)福建省第一期公路公債券 福建省公路修築用とし、民國二十年七月より同年九月迄の間に發行し、總額八百萬元、元利還付基金は五種の特種營業稅に一割宛附加する公路費及公路營業收入を以て之に充て、年利六分、毎年六月及十二月末日二回を利息支拂期と定めて居る。

(四)福建省第二次短期庫券 民國二十一年七月全省屠宰稅收入を還付基金と爲し、五十萬元發行の豫定であつたが、同二十二年五月募債額十三萬一千五百二十五元で打切つて停募し、利息は月歩一分、二十五箇月々賦で還付すべきものなるが、未だ履行して居ない。

(五)民國二十四年福建省短期庫券 民國二十四年八月財政廳は赤字補填の爲に之を發行し、總額九十萬元、月利七厘、償還期間九箇月々賦、償還基金は中央の毎月補助金中より五萬元及屠宰稅收入に依るものである。同二十四年末迄已に元金三回、利息五回還付し、殘高六十三萬元あるが、同二十五年六月末迄完済することに爲つて居る。

(六)民國二十四年福建省地方建設公債 民國二十四年八月發行、總額三百萬元、用途は省銀行設立、紙幣整理、交通、農林、水利、護航の建設及田畝查測とし、利息は年利六分で、毎年六月及十二月末日に元利の一部を還付し、擔保基金は全省房舖稅及牙稅收入を以てし、民國三十三年六月末迄で元利完済の豫定であつたが、同二十四年末現在は利息を一回支拂つたのみで、元金は原額通りに爲つて居る。尙ほ其の用途の分配は省銀行設立百萬元、紙幣整理七十萬元、農林水利建設三十萬元、交通建設四十萬元、護運建設三十萬元、田畝查測三十萬元である。

福建省地方公債表
民國十五年以前の分

債權名稱	發行期	利率	元利還付期	完済期	發行總額	未還總額	債券種類	元利還付銀行
南洋軍務公債	民國七年	年二割五分			三〇七,三五元	一六二,三五元		

軍需公債	同	七六	年同	六分					
八年內國公債	同	八六	年同	七分					
金庫有利證券			月一分二厘						
軍需善後借款證券			年八分						
軍用短期借款證券			同一割						
合計									

說明……(一)右六種共皆確實なる還付擔保なく、(二)第三項內國公債は中央政府の命令で發行したが、全部省地方費用に充當し、(三)第五項は孫傳芳、第六項は周蔭人兩督辦が發行した。

民國十六年以後の分

債券名稱	發行期	利率	元利還期	完濟期	發行總額	未還額	債券種類	元利還付銀行
地方善後公債	民國十六年	六分	二月	三月	三,〇〇〇,〇〇〇	二,七〇〇,〇〇〇	一、五、十、五十、百	中央支店
短期庫券	同	二分	二月	三月	五〇〇,〇〇〇	一九七,一九三	五十、百	中央支店
第一期公路公債	同	六分	二月	三月	八〇〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇	一、五、十、五十、百	中央支店
第二次短期庫券	同	一分	二月	三月	一三,五五〇	一三,五五〇	一、五、十、五十、百	中央支店
廿四年短期庫券	同	六分	二月	三月	九〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	百、千、萬、	中央支店
地方建設公債	同	七分	二月	三月	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	十、百、五百、千	中央支店
					一五,五二,五五	一四,七八,七八		省中央支店

(民國二十四、五年申報年鑑)

第四節 財政整理計畫

福建省は民國二十三年中央軍變亂を靖定した後財政を支持し、地方豫算を確立して收支の適合に努めたが、既述の如く亂後財源枯渇し、加之同二十三年秋間には共匪省境近郊に侵入し、省附近及閩東北二十餘縣は均しく騷擾に遭ひ、收入洗ふが如く、數箇月を経過して未だ原狀に恢復せず、故に財政愈々窮迫し、前年度に至り負債二百九十萬元の巨額に達し、同二十五年には新會計制度を實施し、一切の款項は均しく收支を統制し、従前の不規律の制度を撤廢し、全省一切の經常臨時各費用は省庫より直接支出することにし、中央は鹽運補助費を毎月一萬五千元増額し、教育費も亦毎月一萬元を増加し、印紙稅四割を省に、三割を縣に歸し、同二十五年より新豫算を實施して以來、毎月臨時費及債務償還費約三十萬元を不足した。乃ち當局は全省財政會議を召集し、今後の財政收支の均衡を目的とし、一面人民の負擔を増加せざる方針の下に、田賦及各種稅捐に對し努めて整理を圖り收入の増加を求めた。該會議閉會後財政廳長斯烈は特に全省土地整理計畫を樹て、政府と人民とをして土地の利益を收めしめ、以て財政に餘裕を生ぜしむることに努めた。又土地整理公債の發行を計畫し、土地整理の用と爲し、同二十六年四月十一日省政府委員會第百十二次例會に提出し討論し、原則を議決通過した。只第一期に於ては先づ近き長樂等二十一縣より著手することにし、土地整理後再び之を全省に施行することにした。又財政廳より重ねて計畫を立て、再び同會に提出し決定後之を實施せんとするものである。捐稅整理に至つては普通營業稅より之を實施し、契稅、屠宰稅、爐稅等も均しく之が整理方法を講ずることとした。

而して民國二十六年四月省政府は全省財政會議の開催に當り、豫め各縣に通達して各縣主管財政科長及各稅務機關主管長官より均しく各財政報告書を編成して財政廳に交付せしむることにし、其の注意事項として、第一は二十六年度あり、現在稅收の監理、財源の開拓、經費の節約、二十六年度廢除すべき苛捐雜稅の填補、地租及登錄稅の整理、從來の土地報告に關する感想又は失敗原因の説明等を擧げ、第二は財政經理の經驗及心得であり、第三は最近二年來の省縣稅收入實況として之等事項の報告記式であり、收入名稱、徵收豫算、徵收區域、徵收時期、徵收方法、二十四年度の實收、二十五年上半期の實收等を掲げてゐた(民國二十六年三月四日閩報)。

更に縣市區財政整理方針として記述すべきものは、左記の如くである。

- (一) 各縣市區一切の收支を皆豫算に編入するを要し、編入せずして發覺したものは舞弊罪を以て論ずる。
- (二) 一切捐稅を縣經徵處が責任負ふて徵收し、捐稅性質に非ざる省庫助款及行政收入等は、依然縣市區政府直接之を辨理し、如何なる理由を問はず、別に徵收人員を派遣することを得ない。
- (三) 一切捐稅は總べて法定稅目と稅率に照して賦課し、赤字彌縫の爲に新捐稅創設の必要ある場合には、法定手續に依り許可を受けねばならぬ。若し豫算又は法定以外に擅に徵收する時は、刑法第二百二十九條に照し處罰する。
- (四) 各項支出は總て豫算に依つて支用し、若し豫算又は法定以外に支出命令を發して支用した時は、發令者が賠償の責を負ふと共に、舞弊罪を以て論ずる。
- (五) 豫算削除或は撤廢すべき苛捐雜稅の取消を命ぜられた時は、直ちに布告を發出し之を復命するを要し、陰に密かに違ふ者は處罰する。

(六) 稍苛酷に涉る各項捐稅に對し、速かに廢除及補缺策を講じて上申し、故意に隱匿するを得ず。

(七) 各縣市區政府は責任を以て所轄各公私學校の校費と稱し、現地に於ける捐稅を調査制止すべきと同時に、之を調達する劃一徵收辦法を講じ、之が上申を要す。

(八) 捐稅徵收に當り總べて省政府頒布の縣市區地方款徵收領收證樣式に依り作成發付するを要す。

(九) 各項地方捐稅は二十六年度より包商又は偽裝包商制を禁止し、若し零碎稅收で直接徵收の方法なきものは、之が取消及彌縫稅源を講ずるを要す。

(十) 縣市區豫備費を支出せんとする場合には、豫備費動支辦法に依り手續を要す。

(十一) 縣市區地方款收支月報表は、毎月財務委員審査公希の報告と同時に財政廳に送付し、將來縣長更迭の場合には之を以て引繼審査の参考と爲す(民國二十六年五月福建民報)。

福建歷年大事記

秦漢前

福建は古昔禹貢揚州の域に當るべきか明かでない。只周禮職方氏には七閩の地を掲げ、後註に之を周の服する所の國とし、山海經には閩は海中に在り、其の西北に山あり、一に閩中山と曰ひ、海中に在りと記してゐるが、何れの地方を指すか固より不明である。次で秦の始皇は三十六郡を置いたが、閩を其の中に入れず、只史記東越列傳には「秦既に天下を併すや、皆廢して君長と爲し、其の地を以て閩中郡と爲す」とあるが、是れ亦其の土地竝に年代も未詳である。而して其の地位が若干明かに爲つたのは、次の漢代からである。

漢代

前漢高帝五年（西紀前二〇二年）無諸越兵を率ゐて秦を滅し、又項籍を撃つて漢を佐けた功に依り閩越王と爲り、閩中の故地を領し、東冶に都した。蓋し東冶は今日の侯官縣又は福州城内將軍山附近と云はる。

後漢末建安初年（一九六年）侯官縣（福州、興化、泉州、漳州四府の地）、建安縣（建寧府）、南平縣（延平府）、漢興縣（浦城縣）等五縣の名が現はれたが、一縣丈け名が傳はらない。

三國時代

吳の永安三年（二六〇年）會稽南部に建安郡を置き、當時領縣は十を算した。

西晋南北朝時代

晋の太康三年（二八二年）建安郡より分つて晋安郡を置き、八縣が之に屬した。蓋し晋安郡の中心は原豊（閩縣）で、今日の福州に當る。

梁の普通六年（五二五年）晋安、建安、南安の三郡を東楊州に屬せしめたが、陳永定の時（五五六年）始めて閩州を置き三郡を領した。

隋唐時代

隋の開皇九年（五八九年）豐州（本との閩州）を改め泉州と爲したが、大業三年（六〇七年）閩州（本との泉州）を改めて建安郡と爲し、閩を始めとして四縣を領した。

唐の武徳元年（六一八年）建安郡（本との閩州）を改めて建州とし、四年建州を建安郡（建寧府）に移したが、六年復して泉州とし、次で長安二年（七〇二年）泉州（本との閩州）は六縣と爲つた。

景雲二年（七一一年）泉州（本との閩州）を改めて閩州都督府とし、武榮州を改めて泉州とした。是れ現在の泉州で、晋江縣附近に泉州の名を附けた初である。

當時福建地方には閩、泉、建、漳、湖の五州があつた。開元十三年（七二五年）又改めて福州都督府とした。是れ初めて福州名である。

五代

梁の開平元年（九〇七年）王審知閩王に封ぜられ、王氏七代五十二年相繼いだのである。

後唐の長興四年（九三二年）閩王王鏐（延鈞）福州を長樂府とし、領縣は閩、侯官、福清、連江、長溪、古田、尤溪、永泰、閩清、羅源、寧德、德化、順昌の十四に亘つた。晋の開運元年（九四四年）王延政福州を東郡とし、領縣七に及んだ。

宋代

太平天國三年（九七八年）福州（亦長樂郡）を威武郡と云ひ、領縣は十三に亘つた。雍熙二年（九八五年）從來兩浙西南路に屬してゐたものを始めて分けて福建路とした。

元祐二年（一〇八七年）泉州に市舶司を設け、景炎元年（一二七六年）福州を福安府とし、又改めて福州とした。

元代

至元十七年（一二八〇年）隆興、泉州、福建の三省を置き、次で福建行省を泉州に移し、又泉州行省を福建行省に入れた。

大徳七年（一三〇三年）福州南臺の江上に長橋萬壽橋を建設した。天曆元年（一三二八年）十一月日本船福建に入港し、貿易に従事した。

元代にマルコポーロは建寧府を六日間旅行し、又オドリツクも泉州（Zayton）を経て、東方福州（Fuso）を旅行したのである。

洪武元年（一三六八年）福州路を福州府と改め、二年福清、福寧二州を縣とし、間もなく福寧を升して州とし、福安、寧徳を之に屬せしめた。同四年（一三七一年）修築したものは現在の福州城に當る。

永樂七年（一四〇九年）正月太監鄭和福建より海に航し、西南夷に航した。

成化五年（一四六九年）外國船の閩江に入るに迫んで、市舶提舉司を泉州より福州に移した。

正徳十二年（一五一七年）又は其の直後葡萄牙のジョージ、マスカレンハスは、セントジョーンズ島附近を測定し、當時福州海岸に達した。

倭寇の來襲は既に洪武三年（一三七〇年）に遡り得るも、最も熾んであつたのは嘉靖年間であり、同二十九年（一五五〇年）から隆慶元年（一五六七年）戚繼光の靖定迄二十年近くに互り、嘉靖元年（一五二二年）から同三十九年（一五六〇年）迄は、海禁を嚴にした爲に、通商は不振であつたが、其の間同二十六年（一五四七年）葡萄牙船は浯嶼に碇泊し貿易に従事した。次で萬曆三年（一五七五年）アウガスタン派の僧マリンは、福州に來り三箇月程滞在し、崇禎四年（一六三二年）伊國のフリーア、コチは比島から臺灣を経て福州に到着し、福州の外福安等にも布教した。同五年西班牙ドミニカン派のローマ舊教は福建及臺灣に傳道された。又永曆二年（一六四八年）ビート、フランシスコ、カビラスは福安で犠牲と爲つたが、後年各地に垂跡の功を残したのである。

康熙十五年（一六七六年）英東印度會社は厦門に商館を設けた。

同二十二年（一六八三年）康熙帝は臺灣征服後、通商を開始し、同二十三年臺灣府を増置し、翌二十四年（一六八五年）デライト號厦門入港後、同三十三年（一六九四年）、同三十七年（一六九八年）、同三十九年（一七〇年）、同四十年以降同四十四年（一七〇五年）迄を通じ、東印度會社船の入港があつた、而して前記一六八五年には廣東澳門に粵海關を、浙江の寧波に浙海關を、江南の雲臺山（上海附近）に江海關を設けると同時に、福建の漳州（厦門）に閩海關を設け、間もなく之を福州に置いた。

雍正五年（一七二七年）食糧缺乏の爲に、南洋方面に對する貿易を許可し、同七年通商の發達に順應し、福州南臺等に分關二十箇處を設けた。其の後乾隆八年（一七四三年）以降漸次廣東一港主義を實施し、西班牙船の外通商を禁止し、同二十二年（一七五七年）一層其の禁を嚴にし、江浙福建地方の海外通商を停止したので、福州海關は内國税を徵收した。而して外國貿易禁止時代でも、外國船は厦門に多く入港し、嘉慶元年（一七九六年）には厦門に洋行八軒、大小商行三十餘軒あり、洋船商船千餘隻は厦門を通商の正口としたが、道光元年（一八二一年）に至り洋行は皆倒閉し、商行金源豐等十四軒が共同して洋行の業務を經理した。

道光十二年（一八三二年）四、五月頃ロード、アムハースト號は閩江を溯り、リンゼイはグヅラフを伴ひ、貿易開始に就き閩浙總督に請願し、福州税關の對岸に碇泊し取引をしたことがある。次で同十四年（一八三四年）四月リンゼイは厦門に寄港した。

當時廈門は荒土の一に屬したが、臺灣に依存すること多く、冒險的である富裕な南洋華僑が勢力を有してゐたと云はれた。

南京條約前道光二十一年（一八四一年）頃の廈門の状況に就いて、支那の文献（籌辦夷務始末卷三十四）には「該夷（英人）鼓浪嶼に在り、晝は岸に登り練兵し、夜は船を下り發砲し、廈門一日も靖からず」と記し、又「鼓浪嶼岸上居民の房舎多く、廈門と一水相隔つこと只五、六里（支里）、岸上居民の舖戸は均しく常に生理（營業）し、商漁船隻も多く往來し、逆夷岸に在らざれど、只提督衙署、總督行寓及關稅公所は均しく既に半ば燒燬せられ、石壁及砲臺は多く擊攘せらる」と記してゐる。

鼓浪嶼は廈門に對し、六、七百碼から八百碼位隔り、長さ一・一哩、幅〇・七哩、周圍約二・八五哩の小島で、英軍占領當時既に人口三、四千人あつたが、商社は五軒が三軒に減じ、城寨は五箇ある。在住外人は英兵の外に宣教師が居り、鼓浪嶼には一八四二年三月六日始めて説教を開始し、廈門では漸く一八四四年一月に至り之を開始し、同年三月バイブルクラスを組織し、一八四五年十二月婦人の爲に説教を開始し、一八四六年五月支那人の爲に女學校を設置した（The Chinese Repository vol. XII, XV; Mayer, The Treaty Ports of China & Japan）。

福州は一八四四年六月英國領事のレイ（李太郭）が始めて到着してから實際に開港され、當時城外に鴨母洲の空屋を借り、或は南臺商埠地河岸から三哩を距る烏石山積翠寺を領事館に充て、又同年九月英國領事と支那地方官憲との間に、阿片戦争當時英軍の占領した廈門水操臺、南校場の兩處を英國の居留地とすることを協定した（後米國租界も形成されたが、英國租界に合併された。）。

一八四五年三月末廈門領事アルコック（呢哩佈）はレイと交替する爲に、夫人及少年通譯生のハレー・パークス（後の日本使）を帶同し、福州に到着し、十八箇月間駐在した（アルコックは一八四四年十二月より翌年まで廈門に在勤した。）翌年五月鼓浪嶼英國領事館の新築成り、英國領事は舊租屋より移轉し、同島全體の引繼を受けた。六月頃英人グリーンは輸出茶の仕入をする爲に福州に滞在した。

一八四六年秋から西班牙、瑞典、米國等の宣教師相踵いで福州に到來し、布教に従事した。

一八四七年廈門地方から出る南洋苦力は年約五萬人に達し、彼等は生活の爲ばかりでなく、事業熱の爲にも渡航したのである。

一八四八年二月二十八日福州に始めて教會所屬の男子小學校が開設され、一八五〇年教會附屬の醫師ウイルトン西が洋醫として渡來した。當時福州に滞在した外人十名中、七名は（英人一名、米人六名）宣教師であつた。外人は烏石山の道觀奎光閣、東門外鼓山寺等を借り轉居したが、其の間暴民から難を蒙つたのである。

一八五四年福州に米國領事館が開設（其前英國領事館が開設（事代理））され、又外國茶商は南臺天安寺双江臺後の空地又は大橋以南觀音井下亭衝等の土地六箇處を倉庫並に住居用敷地として賃借りした。

咸豐十一年（一八六一年）福州に、翌十二年廈門に海關を設置し、次で一八六三年五月淡水に海關を、同年十月一日基隆に其の支關を、同月二十六日打狗に海關を、翌一八六四年十二月末安平に其の支關を設置した（現地領事報告）。

同治五年（一八六六年）福州馬尾の海軍造船所が開設された。

同八年一月福州の英國領事は閩江入口の川石山 (Sharp Peak) に教會用の療養所建設に反對する人民の煽動を抑制せんとし、軍艦の派遣を請ふ所があつたが、事件は間もなく落著した。

一八七四年ドグラス汽船公司は香港福州線を開始した。

光緒元年 (一八七五年) 福建より海軍練習生を英佛兩國に留學せしめた。

同四年三月英國は厦門租界埋立に關し支那側と取極を爲した。

一八八四年七月十三日佛クルーバー提督は福州港に軍隊を進め、一方同年八月五日レスペー將軍の率ゐる四艦は基隆砲臺を砲撃した。

一八八七年臺灣を一省と爲した。

八月福州川石山と淡水の間に海底電線が敷設され、安平及澎湖島に連絡し、同月二十一日汽船飛捷號に依つて福州から起工し、翌日滬尾 (淡水) に達したのである。

一八九五年 (明治二十八年) 六月、日本軍の臺北を靖定するに迫り、支那避難民中多くの婦女子は福州馬尾に上陸し、支那官憲の處置に委せられた(家あるものは家に送還されたが、引取手のない者は婦女一人に付八弗で賣却され、子供あるものは投棄され、而して買手は若き美女のみを選ぶことを許されず、目隠の儘に渡された)。

同年十月二十日南部臺灣叛軍の統領劉永福は逃亡し、英國船テールス號に搭乘し、變装して汽罐船の中に、或は煖房床の上に、或は火夫長の室に潜伏し、追跡して來た日本八重艦の檢擧から免れ、厦門に上陸して廣東に向つた。

一八九六年七月日本船釜山丸で無頼清國人百四十二人及捕虜百五十二人が福建に送還された。

一八九八年 (明治三十一年) 四月二十二日、日本政府は清國に對し、福建不割讓に關する協約を爲さしめた。

一八九九年 (光緒二十五年) 四月將軍增祺轉任し福州を去り、後任將軍善聯が赴任した。

四月二十一日 日支委員の間に於て福州日本專管居留地(福州口岸天主堂碼頭の東界から尾墩村の東方に至る一帯の地で、水廠及尾墩村を除く十七萬坪と別に新洲に於ける水廠區域を除く約四萬坪の)の取極をしたが、敢て經營に著手せず、有名無實に終つた。

五月八日 三都澳を自開商埠として開放した。

十月二十五日 曩に一八九六年の日清通商航海條約議定書第三條に依り、厦門日本專管居留地取極書及別約を協定した。當時支那人の暴動が勃發し血を見たが、日本巡洋艦の入港示威に依つて鎮壓された。

一九〇〇年八月、日本水兵厦門に上陸し、住民の奥地へ逃避する者三萬を算し、商業の停頓は二箇月に亘つた。

夏期福州に大水があり、亦貿易は一時不振を極めた。

三都澳の埠頭驗査場及茶倉庫が落成した。

一九〇一年一月二十八日將軍善聯病死し、四月二十八日後任景星が著任した。

厦門に舊式銀行三十數軒が新設された。

ペスト流行し死者多數を出した。

一月十八日は福州城外に、六月二十八日は福州南臺に、何れも大火災を起し、損害三十數萬元に上つた。

一九〇二年十月厦門に大火災起り、其の損害三百萬元乃至五百萬元に上り、住家を喪失した者二千三百餘戸に達し、

其の影響を受け、金融は逼迫し、貿易は停頓した。

數年前から閩北の罌粟栽培は倍加した。

當時厦門鼓浪嶼は比較的米國人が多く住したので、一九〇一年厦門駐劄米國領事より福建洋務局に對し、同島の開放に就き交渉し、當初支那側は自開商埠地にせんとする意嚮があつたが、各國領事は公共租界とせんことを主張し、一九〇二年一月十日、日本領事館に於て延道臺を始め、支那側委員と日、英、米、獨、佛、和、瑞典、諾威等十箇國領事團との間に厦門鼓浪嶼公共租界章程十六箇條並附則二十箇條 (Land Regulation for the Settlement of Kulungsu) を協定した。

露西亞石油は福州市場より影を没し、之に替つてスマトラ油が進出した。

支那招商局は福州支線を設け、上海福州間定期航路を開始した。

一九〇三年省當局は樟腦專賣權を日本に讓與し、海關新税を實施し、茶稅々率を輕減した。

邵武金鑛公司是株券百二十五萬元を發行することにし、第一期は十萬元の豫定であつた。

厦門に再び火災起り、燒失家屋は數百軒に上つた。

一九〇四年秋作豐饒で米は自給に足り、物價は平均二五%崩落した。

日本人の樟腦專賣權を取消した。

邵武金鑛公司是政府が其の利益の六分の五を收むべき旨を主張したので開業は延滞した。

厦門と芝罘、天津、牛莊等各地間の貿易は日露戰爭の反響で衰落した。

一九〇五年露國艦隊が福建各港に進航し又は碇泊すべく盛んに宣傳せられ、民心は極度に動搖した。

六月から九月迄學生の排日貨運動が起り、社會の秩序は著しく不安の兆を示した。

茶價は殆んど生産費以下に暴落したので、當局は銅元局二箇所を増設し(從來一箇所)、銅貨を鑄造し、獲利せんとし、毎

日の鑄造高は二百萬元に達し、銅貨の相場は逐日低落したので、間もなく之が鑄造を停止した。

八月三十日厦門商人は常關の苛稅雜費に反對し、暴動を起したが、其の徵稅辦法を改めたので風波を鎮靜した。

道臺は厦門商埠地内に警察局を創立したが、是れ厦門島警察區の濫觴である。

大阪商船會社は福州、厦門、淡水の三角航路を開始した(三年後に停止した)。

一九〇六年閩江上游の米は凶作であつた上に、鎮江では米の移出を禁止した爲に、五月中の米價は奔騰した。

八月省當局は鐵道構築の計畫を宣布した。其の計畫は三線に分れ、一は福州より閩江を沿ふて馬尾、青州、瑯頭に至り、

一は厦門より漳州、泉州、興化を経て福州に達し、一は漳州鐵路に連接せしむる支線である。本計畫に基き海峽植民地各處へ基金募集に赴いたが、結果不良に終つたのである。

去毒社(禁烟會)を福州に、分社を全省に百二十箇所設立した。

福州沙埕間の航運を開始したので三都澳は頗る影響を受けた。

一九〇七年道臺馬景融は銅元局の公金三十萬兩を着服したので、清廷は欽差大臣陳璧を派遣し實地査辦せしめ、陳の上奏で中央は馬を免黜し、爾後銅元局は清廷の直轄に隸屬した。

馬尾船政局は從來將軍崇善の手で管理したが、欽差大臣陳璧の上奏で之が管理を總督松壽に移した。清廷は總督松壽に福建の洋關及常關の監督を命じた。

銅元局は七月二十九日復活し、年末迄に銅貨三千二百九十四萬七千餘枚を鑄造した。

福州電話公司を創立した。

廈門の銀號二十三軒倒閉した。

福州磚茶工場兩軒は製品不潔の爲に、國外に對する聲譽を失墜し、輸出も亦激減し、遂に停業した。

南安惠安兩縣に械闘起り、其の渦亂に捲込まれたもの三、四十郷に及び、死者三百人を算し、廈門の貿易頗る反響を受けた。

七月漳厦鐵道の敷設に著手した。安溪鑛山は十一月初歩の踏査を試みた。

廈門紳士林爾嘉資金八千元を投じ廈門に電話公司を設立した。

一九〇八年(光緒三十四年)廣建硝子資本三千元を次いで製造廠が創設せられ、當地の職工五十四人僱用し、毎日各種ホヤ三百打を製出した。

廈門淘化公司設立せられ、資本金四萬元で當地職工四十五人僱用し、毎年果物罐詰一千擔、醬油二千五百擔、豆腐漬二千五百擔を製造し、臺灣及海峽植民地一帯に販出した。

十月二十五日より土貨一元に付四仙の厘金税を附加することにした。

廈門に於ては歸國した華僑が奢侈生活を營む影響で、洋貨の輸入激増し、生活費は十年前に比し五割以上昂まり、鼓浪嶼の地代は十年前に比し倍額に騰貴した。

新嘉坡の爲替相場が高漲し、銀號は其の累を受け十三軒倒閉した。

臺灣基隆港の發達で、廈門は漸次臺灣產貨物を香港へ仲繼轉送する從來の立場を喪失した。

十月十四日颶風廈門一帯を襲ひ、加ふるに大水浸入し、財産の損害莫大に上り、溺死者二千名を算した。

一九〇九年(宣統元年) 福州に警務局を設し、従前の保甲制度を巡警道に隸屬せしめ、巡警三、四百人を置いた。管轄區域は福州市及隣接地方十八區とし、區を更に四段に分ち、全警察力は七、八百人に達した。

九月諮議局設立され、議長一名、副議長一名、議員七十二名、秘書四名を置く。

八月清理財政局を設け、全省各機關の收支事務を審査管理することにした。

十月十五日大清銀行廈門分行を開業した。

華僑創立の華祥號は科學的方法を以て甘蔗を栽培し、其の栽培土地三百畝、植付甘蔗二百五十萬株に達した。厦門に天然痘が流行した。

九月十五日早朝颶風三都、福州一帯を襲ひ、交通は杜絶し、貿易は停滯し、損害は巨大であつた。

一九一〇年五月巡警道を設け、全省の警務を統轄した。

九月閩江水警局を設け管轄區域は洪山橋より川石に及んだ。

警察組織に依る刷新の一は賣笑婦の登録及等級別三等に依る月税一元乃至五元の徴收を爲し、本人の同意なき婦女子の賣買を禁止し、又は賭博、賣淫及清唱(藝妓)の賣春行爲等を禁止した。

十月交渉司を設け、従前の洋務局に代へ外交事務を辦理することにした。

同年初福州に耀華、文明兩電燈会社が創設されたが、前者は間もなく倒閉し、後者も久しからずして停業した。

邁羅罐頭(詰)食品有限公司は八月初福州に設立し、資本金三萬元で、其の製品は優良で利益を見た。

上海銀行界紊亂の影響を受け、福州の錢莊で倒閉或は停業したものは十數軒に達し、厦門にも亦波及し、金融は著しく逼迫した。

露國人設立の磚茶廠は久しく停業中であつたが、八月中福州人之を買受け、操業を復活し、屋號も政和有限公司磚茶廠と改稱した。

福建に設立した日本人經營の硝子製造工場は、當地某会社に賣却した。

福州に大火災起り、就中六月二十四日の一回は最も慘狀を呈し、燒失家屋は三百餘軒、損害は十數萬元に達した。

交通銀行厦門分行は十月一日開行した。

鼓浪嶼の阿片吸食所十數軒を三月封鎖した。

一九一一年(宣統三年)十月十日、武昌事變の勃發に際し、總督松壽新軍の彈藥を押收し、一切の武器を旗人街に移し、滿洲人を武装せしめ、大いに備ふ所あつたが、新軍の許崇智は十一月八日に事を擧げ、政權の引渡を要求し、九日交戦

し十日清軍を撃破し、松壽は自刃し、孫道仁都督に就いて(元年七月十二日任 二年十二月五日辭)全省平定を告げた。

時局に依り厦門の交通、大清兩銀行分行は取附に逢ひ、大清銀行は十一月遂に停業し、社會の秩序混亂を呈した。

十二月末漳厦鐵道は厦門對岸嵩嶼より江東橋迄の一段を落成した。長さ五十六支里、毎日列車二臺が往復運轉し、約一時間四十八分を要した。江東橋、漳州間の一段は工事艱難と資金の缺乏で工事を停止した。

福州電氣公司是八月創立し、最新式の機械を使用し、翌年一月より配電を開始した。

福州に製材所が一軒開設された。

華祥製糖廠は營業の順調に鑑み、資本金五百萬元の公司を組織した。

九月十八日政府の輸捐賦課に反對する轎夫暴動を起し、米屋を掠奪し、警察署を破壊し、巡警道官署を焼いた。後總督より轎捐の取消を宣告したので、一切の波亂は始めて終熄した。

同安縣各郷に械鬪が數回發生した。厦門の貿易は革命の影響で停頓したが、革命の爆發は茶季を過ぎた後なるが故に、二都澳の貿易には惡影響を及ぼさなかつた。

同年大阪商船會社は福州香港線を開始した。

民國以降

一九一二年(民國元年)民國成立後興泉永道は厦門道と改稱し、道尹公署を道臺街に設けた。

政務院を設け、院長は彭壽松就任し、院内に軍事、民政、財政、教育、實業、司法各司を置き、省諮議會が成立し、

省政府の組織には教育、實業、財政、政務の各廳、鹽運使、道尹、交涉員等を設けた。

三月廈門に赤十字會醫院が設立された。

四月同安縣屬廈門、金門及附近各島を思明縣とし、獨立せしめ、九月之を思明府と改稱した。

革命政府成るに迫んで四月二十日孫文來閩して講演した。

同年商捐局十八箇所を設け商捐を徵收した。

一九一三年 新任民政長張元奇は一月九日著任し(民國元年十一月十六日、任二年十一月二十日辭)、二月四日萬壽橋上に於て兇漢の爆撃を受

けたが負傷なく、次で五月九日離職し、民政長は内務司長江奮經が暫時兼任し(八月二日辭)、其の後劉次源(七月十

聲玲(一月二十日任三、年五月三日辭)等が順次襲任した。

都督孫道仁は獨立宣言の告示を發し、同時に軍政府名義を以て軍律を頒布し、治安を維持したが、八月十日之を取消した。

十二月海軍總長劉冠雄は福建都督兼任を命ぜられた(民國二年十二月五日任三十日辭)。

鄭清瀛が馬尾船政局々長に任命された。

某獨逸人は閩江北岸にコロンビヤ製蛋廠 (Columbia G.W.B.H. Factory) を創立し蛋白、蛋黃を製造し、外國に輸出することにした。

三都澳の鹽價奔騰し、漁業者に苦痛を與へ、且つ外國鹽を多量に輸入した。

廈門及鼓浪嶼に電燈公司が各一軒設立され、年末作業を開始した。

新嘉坡政府は痘瘡流行の理由を以て廈門發船客に對し、十四日間以内に上陸することを禁止した爲に、新嘉坡行華僑は四月十六日から六月十日迄全部中止し、同年の統計に依れば新嘉坡行は前年に比し二萬七千人を減少し、歸國は却つて同じく二萬七千人を増加したのである。

一九一四年 海軍艦隊司令楊樹莊は廈門を攻撃し、既に廈門に盤踞し一敵國を成してゐた臧致平を驅逐し、上陸して閩厦司令部を設け、軍政、民政を管理し、同時に陸戰隊、旅團部、軍警督察處等を設け、廈門の統治權は海軍の掌中に歸したのである(民國三年五月三日許世英民政長に任ぜられ、二十三日巡按使に改任した)。

一月中國銀行福州分行は開業し、海關及常關の關稅は皆同行が代收した。永泰縣下永寶鉬礦(モリブデン)公司採掘の鉬は、英國で分析の結果ペン先製造用に供せられ、又寧德縣下華興鉛礦公司及邵武縣下義記煤礦(石炭)公司生産の鉛、石炭の鑛苗も甚だ良好であり、南平縣下の銅鑛は既に採掘に著手した。

歐洲戰爭勃發の爲に南洋一帯の出稼人は、冬季數千名歸國し、狼狽を極めた。

省會(福州)に市政廳を設けた。

八月中國銀行は分行を三都澳に設けた。

十月水利局を設け水上警察廳を置く。

一九一五年 祝瀛元が閩海關監督に任ぜられた。

福州に無線電報局を設く。

北部福建の三教會は厦門の米國教會と協和大學建設事業の爲に共同した。

一九一六年 本省の行政區劃を二特別市六十三縣に改めた(民國五年四月六日許世英民政長を辭し、胡瑞霖省長に任ぜられた)。厦門一帶は旱魃の爲に農産物が減收した。新嘉坡は華僑入境制度條例を撤廢したので、同地方の渡航は漸次増加するに至つた。

三都澳は常關稅則を改正し、四月十一日より發布施行することにした。

一九一七年 民國六年七月十八日胡瑞霖省長を辭し、李厚基兼任として襲任した。

一月泉州に兵變が起つたが間もなく平定された。

收穫物は豊作であつたが、柑橘の生産は不良であり、又倫敦の茶取引が中斷され、本省茶の輸出に少からぬ打撃を與へた。

上海濬浦局總工程師(上海黃浦改修局技師長)ハイデンスタムは本省の招聘に應じて來閩し、閩江浚渫に關し視察を遂げた。

同年對外貿易衰退の原因は (一)歐戰の爲に船腹不足し運賃昂騰したこと (二)銀が騰貴し、金が低落し、著しく新嘉坡一帶及他處華僑の送金及歸國を阻礙し (三)國內の騷亂は下半年に至り各地に蔓延し (四)天候不順で、特に九月中颶風の熾烈を極めたことである。

六月一日本省は獨立を宣布したが、同二十三日之を取消した。

九月二十日夜厦門に颶風襲來し、難破した船舶、舢舨等九百隻に上り、駁船(舢)二百隻、漁船三十隻、民船二十隻及遭難死者一千餘人を出し、財産の損失額百萬元を算した。

一九一七年から一九一八年に互り一箇年間に亂が勃發し、李厚基の北方派(福建派)と陳炯明の南方派(廣東派)とが相對峙したが、北京大總統の訓令に依つて小康を得たのである。

英國が支那茶の輸入を禁止したので、本省の茶業は打撃を受け衰落した。

閩江の改修計畫は既に當地各商幫の同意並に中央政府と外交團の許可を得て、所要經費約九十萬元は海、常關附加の改修税を以て擔保とし借入れることに決した。

祥泰材木行は福州に分行並羅星塔に製材所を設けたが、其の手に由つて運出する材木は甚だ多量に上るべきであつた

一九一九年 同年前記南北兩軍は、四月鼓浪嶼に談判を開始し、解決協定を遂げた。

三月三日より閩江改修の爲に改修税を徵收することにした。

六月排日貨運動が勃發した。

八月二十六日颶風の災害があつた。

中國實業銀行は福州に分行を設け、九月八日から營業を開始した。

十月十日より向ふ二年間支那茶の輸出税を免除することにした。

福州電氣公司是製氷工場を創設し、毎日産氷十噸で、沿海各漁船に供給することにした。

三北輪船公司是滬閩間(上海福州間)の航路に加入した。
新嘉坡政府は華僑の入國を禁止した。

一九二〇年 六月末閩江に洪水があつた。

南軍の將陳炯明は八月迄閩南に躊躇してゐたが、偶々廣西軍の來襲があつたので福建を離れ、兩者間に媾和が成立した。
福州郵政貯金局は九月から業務を開始した。

某大茶商は曾て帆船缺乏の爲に、杉木を汽船積で北支へ運出したので、帆船業者の激憤を買ひ、全體罷工を捲起したが、遂に双方協議を重ね、帆船缺乏期に非ざる以上は、木商公帮は其の貨物を汽船積にせざる旨を約し、爾來之が慣例と爲つたのである。

一九二二年 薩鎮冰臨時省長に任ぜられ、次で林森正式省長に襲任した。

二月厦門德記洋行は失火し、七月厦門内街も大火災に罹り、損害は約百萬元と云はれた。陳嘉庚は其の故郷集美の學校に女子師範學校を増設し、又四月集美の校舍に於て厦門大學の開校式を舉行した。

六月末中法實行銀行福州分行は突然倒閉した。

八月六日福州附近一帯に颶風襲來し、同時に海關對岸の左側地方に火災起り、丸太丈の損失でも十萬元以上に達した。

八月三都澳商人が電燈公司を創立し、小規模の機械一臺を購入し、専ら當地の需要に應ずることにした。

一九二二年 香港の海員は同盟罷工をし、本省でも太古洋行の汽船を排斥し、三月に至り始めて解決したが、商況に影響する所少くなかつた。

十月薩鎮冰省長に任ぜらる。

十一月厦門の福建銀行營業を停止し、中國、中南兩銀行は鼓浪嶼に移轉し、營業を繼續した。

前年三都澳に創立した電燈公司是營業の損失で停業した。

一九二三年 日貨を排斥し、日本炭の販賣をも禁止した。

協和大學は現在の地位(福州より約六哩の閩江下流沿岸)に移轉したが、假建築を含んで建物十四棟を存し、其の敷地十五畝を割いて桑樹を栽植し、福建絲業の研究に著手した。

地方不安の爲に、鼓浪嶼に家屋の建築が著しく増加した。

厦門電話公司是厦門、鼓浪嶼間の海底電線を敷設中で、來年一月一日から通話開始の豫定であつた。

銅貨の價值日に低落し、年末省政府は銅貨の輸出を禁止した。

厦門水道公司是支那資本百二十萬元を募集し五月創立した。

同年許崇智の廣東軍が福州を占領してからは、廣東派の天下と爲り、李督軍は驅逐され、許崇智は軍事を主とし、行政方面の事務には、之を林森に委することにした。

一九二四年閩江改修局(修濬閩江工程局)は泥揚機一臺を購入し、漸く年末に到着した。

材木の運出は不況で、製材所二軒が倒閉した。

四月二十六日督理孫傳芳爆撃されたが、命中を免かれた。

六月二十三日福州に大水出で、其の水流は萬壽橋上を越えた。

同年は政局最も混乱した時代で、當時楊樹莊提督の指揮下に在つた海軍は、厦門、涵江、又は福州附近の各地を占據し、政治方面にも積極的に乗り出したので、北京政府は斯る情勢を重大視し、孫傳芳を督軍、薩鎮氷を省長に任命し、福建に派した。孫傳芳の福建に入ると同時に許崇智は軍隊と共に退去し、孫傳芳は督辦として専ら軍務を統べ、薩鎮氷は省長として専ら民治に意を注いだ。

一九二五年 本省も五卅事件に響應し、英日貨を共に排斥した。

七月祥泰材木行は製材營業を停止した。

比律賓(小呂宋) 中興銀行は八月厦門に分行を設立した。

同年永安水力電氣会社が設立された。是れ支那全國中水力事業の濫觴である。

孫傳芳は浙江を討ち、之を根據とし本省では周蔭人を後援とし、自ら閩、吳(蘇江)、贛(西)、皖(徽安)、浙の五省總司令と稱し一時威を四方に張つた。

一九二六年(民國十五年) 國民革命軍は何應欽が蔣介石の命を奉じ、本省の詔安、永定、上杭の三路より侵入し、十一月末周蔭人を逐ひ、十二月五日福州を占領し、全省を革命軍の治下に置いた。

同年末南京政府は海軍の勳功を嘉して、楊樹莊提督を福建省主席に任命した。

福建銀行は七月一日開業し、紙幣をも發行したが、革命軍の到來に依つて直に停業した。

英商卜内門公司 (Imperial Chemical Industries & Co.) は肥料五千擔を香港より直接三都澳に輸入し、同港貿易史上の新記録を作つた。厦門の水道工事完成し、七月より給水を開始した。

一九二七年 楊樹莊政府主席に任ぜられた後、厦門の警備司令には林國慶就任した。

工人罷工の風波甚だ盛んで、大北電報公司の支那人職工は六月中旬罷工し、年末に至るも解決を見ず、太古汽船公司の支那人職工も七月に罷工した。

濟南の五三事件を原因とし、日貨排斥を行つた。

厦門兩罐頭詰公司是營業を合併し、亞細亞公司是三都澳に石油タンクを新築し、貯油を開始した。

司法機關は國民政府成立前、福建では従來福建高等審判廳、厦門高等審判廳分庭、閩侯、思明、龍溪、晉江、莆田、建甌の六箇所に地方審判廳があり、各審判廳に檢察廳を附設してゐたが、各縣些細の事件は承審員と稱する司法專門家を補助として縣長が處理した。然るに同年末南京政府の支配下と爲つてからは、司法機關の名稱を福建高等法院、厦門高等法院分院等とし、檢察廳も高等檢察局、地方檢察局と改めた。監獄は福州には現代式の第一監獄と第一分監の二箇所あり、前者は三百名、後者は二百名の囚徒を收容した。

警察制度は革命後警察廳の代りに公安局が組織せられ、民政廳の直轄下に置かれ、人員は二千五百名で五隊に分れ、

近世式訓練を授けられ、又新に水上警察を設置し、民政廳の下に屬せしめたが、實際は獨立した一行政機關と爲つた。四隊に分れ福州、厦門、延平、漳州に各分駐した。

一九二八年 七月より臺伏票（番票）及新議平の通用を廢止した。

福厦公路中興化から泉州、漳州迄の一段は既に完成し、福州、福清間は構築中である。

厦門天一滙兌（爲替）局は年初に閉鎖し、金銀業に大影響を及ぼし、市内錢莊で相繼いで停業したものは數軒である。

十月十八日厦門短波無線電臺が開通し、國內大都市間電報の受發を取扱つた。

一九二九年 稀有の旱魃で晚稻減收し、遂に米穀の輸出を禁止した。

一月十五日厘金を撤廢し、貨物特銷稅（特別消費稅）を新設した。

八月安溪より溪頭迄の公路が落成した。

一九三〇年 一月六日福州に政變起り、省委員六名拘禁せられ、中央軍の到來に及んで混亂始めて治まり、方聲濤主席代理に任ぜられた。

政變及討盧戰爭（盧興邦討伐）の影響に依つて、閩江上游から福州迄の交通は五箇月間杜絶され、福州では薪米著しく缺乏を告げた。

一月より電話公司是自動式機械を装置した。

九月十七日英國公使ランプソンと王正廷との間に取極をし、厦門の英國の專管居留地は支那に還付することにし、一

切の租界に於ける貸屋、市政機關等は支那側の管轄に歸した。

年末には共產軍の朱毛等の部下軍隊は閩西に遊撃し、十餘縣を劫掠した。

一九三一年 六月江西の赤軍は閩、贛の邊境を襲撃し、上游方面に迄侵入し、福州の民心異常に動搖し、七月末に至り始めて中央軍の手に依つて之を撃退した。

日貨排斥が行はれた。

十月萬壽橋が改築落成した。

南洋各地の經濟衰落到に依り、出國した華僑の五萬七千九百十二人に對し、歸國したものは十二萬四千八百二十三人に達した。

一九三二年 三沙灣（東沖口とも稱す）を三都澳境内に劃入し、東沖民船分卡を福海關分關と改稱した。

五月共匪龍溪（漳州）を占領し、後蔣光鼐、蔡廷楷等は蔣介石に疏外せられ、麾下十九路軍を率ひ福建に入つたが、

蔣光鼐は土軍の首領陳國輝を銃殺し、省主席の方聲濤を追放し、十二月自ら省主席と爲り、軍備充實に腐心し、苛斂誅求を事とした。

一九三三年 四月共匪龍岩を抜き、龍溪を圍み、厦門及附近を劫掠し、八月延平を占領したが、間もなく國軍に撃退された。

蔣光鼐、蔡廷楷は福建に入つて以來、反蔣の陰謀を凝らし、共匪の討伐さへ敢行せず、人心を喪失してゐた折柄、偶

々廣西の元老李濟琛及其の部下であつた陳銘樞は、十九路軍が曾て陳の部下であつた縁故を利用し、之を中心とし、反蔣烽火を擧ぐることに決し、十一月二十日福州南較場に中國人民代表大會を開催し、獨立人民政府の決議、宣言等を發表し、二十日人民政府を正式に組織し、政府員の人選、新國旗の決定を爲し、薩鎮冰を最高顧問とし、政府首席には李濟琛を、中央委員には李濟琛、陳銘樞、蔣光鼐、蔡廷楷、徐謙、黃翔、戴戟、李章達、陳友仁、何公敢、余心清等を充て、而して李濟琛は更に軍事委員會首席を兼ね、陳銘樞は文化委員會首席、蔣光鼐は財政部長、陳友仁は外交部長、黃琪翔は内政部長、徐謙は最高法院々長に各兼任し、十二月四日中央委員會議に於て福建を閩海、興泉、延建、龍汀の四省に區分することにし、各省長を任命し、人民革命軍は第一方面總軍司令蔡廷楷の下に六軍、一獨立旅、二獨立團等併せて六、七萬と稱した。彼等は共產分子又は左傾に屬し、從來蔣介石に反目してゐる徒輩多く、尙ほ共產政府の第二方面軍總司令朱德と共同作戰に出で、又瑞金の共產軍は十九路軍と不侵協定を結んだ噂だつたが、一面從來反蔣の共同戰線を張るべき胡漢民一派は動かさず、陳濟棠又蔣介石と不即不離の老獪な態度を持したので、彼等は有力な聲援を得ず、而して福建省内に在る中央支持の劉和鼎及盧興邦兩軍を討伐の第一線に當らしめ、蔣鼎文を江西、廣東、福建、湖南、湖北の前敵總指揮に任じ、大軍を率ゐて入閩せしむると共に、中央の海軍部長陳紹寬に全海軍を以て閩海を封鎖せしめ、更に福州、龍溪(漳州)、龍岩等に空爆を敢行せしめたので、革命軍の意沮喪したのである。

漳州龍岩間公路約百餘支里は年末に通事した。

中國航空公司は新に滬粵線を開拓し、途中福州、廈門を経由し、七月より航空を開始した。

一九三四年 一月十日廈門の革命軍は廈門海軍要港司令林國庚に廈門を譲り、漳州方面に逃れ、十二日陳銘樞は福州を放棄し、漳州に退くことになり、十三日革命政府の公務を停止し、職員の自由退散を認め、十五日夜蔡廷楷は福州より退き、十六日陳紹寬及陳季良は陸戰隊を福州に上陸せしめ、十七日蔣鼎文は浙江省より浦城、政和、延平を経て福州に入城し、大部隊を率ゐて直に永安、永泰、仙遊方面の進撃に移り、第四路軍總指揮張治中二箇師を率ゐて、海路廈門に上陸し、同地より漳州を攻撃し、蔣、蔡等は乃ち一戰を交へず龍岩地方に逃竄し、反蔣革命は茲に全く朝露の如く解消したので、南京政府は一月二十四日附を以て省要人の任免を行ひ、陳儀を主席とし、省城並に行政區劃は舊に依ることとした。斯くして同年中は兵力を共產軍の討伐に集中し、著々其の效を收め、江西の第五次剿匪完成を見るに至り、十一月一日蔣鼎文駐閩綏靖主任となり同月十六日全閩を東西南北の四區に分ち、福州、龍岩、晉江、延平に司令官を置き、各區の所轄保安團體、行政督察員、縣長、特別區政治局長等を指揮し、本署を漳州に置き自ら駐し剿匪東路總司令と爲つた。十月國民政府は合署辦法大綱に依り、省行政組織に祕書、保安二處及民政、建設、教育、財政等四廳を設け、各廳各處に多くは祕書、會計室の外に三科を設けた。主席陳儀の下に當初民政廳長には李祖虞を、財政廳長には徐桴を、建設廳長には陳體誠を、教育廳長には鄭貞文を任じたのである。

一九三五年 二月二十六日李默庵師は、龍岩一帶の殘匪を擊滅し、又其の後三十六師は汀州の殘匪を肅清した。

二月末泉州に資本金三十萬元の輕便鐵道(十五支里)敷設計畫が立てられた。

四月一日廈門市政府成立し、王固磐が市長兼公安局長に就任した。市政府の組織は公安、財政、工務の三局及社會(第

一科)、教育(第二科)の二科を設け、省政府同様に合署制度を實行することにした。尚ほ禾山直轄特區も成立し、水警二大隊長王成章が區署長を兼職した。

四月中國航空協會分會籌備會が組成せられた。

七月長汀飛行場が完成した。

農民銀行の補助紙幣が一般に流通せられるに至つた。

龍溪、永春兩飛行場の擴張計畫も實現された。

滿鐵探礦隊は安溪鑛山の探礦に著手した。

各縣の組織を改革し、一等縣十八、二等縣二十四、三等縣二十と定めた。

同年(昭和十年)臺灣始政四十周年記念博覽會の開催に際し、福建主席陳儀臺灣を訪問したので、之が答禮使として

十一月十九日臺灣總督府外事課長坂本龍起が福州に飛行派遣された。

一九三六年 一月縣政會議規則を規定した。

同月福厦公路沿線に無線電信所五箇所を建設した。

四月航空建設運動を開始した。

六月閩西南殘留剿匪軍政委員會を組織した。

七月以降福清等十四縣に司法處を成立した。

同月安溪の鐵鑛探掘作業を中止した。

各地の雜稅徵收機關を統一した。

九月國民經濟建設閩省分會の成立を見た。

同月各縣農業倉庫の設置を決した。

十月憲警新生活運動服務規程を制定した。

同月文盲根絶六年計畫を樹立した。蓋し本省で補助教育を受くべき文盲者數は、四百五十三萬七千餘人を算した。

十一月阿片禁止の實行計畫を立てた。

一九三七年 二月閩侯縣に保甲訓練班組織を決した。

三月沙縣及晉江縣婦女の軍事訓練を開始した。

同月福州に天文臺の設置を決した(上海日本自然科學研究

六月福州に造紙廠の設置を計畫した。

七月粵、桂、贛、閩四省連絡公路網の敷設に著手した。

厦門大學を國立に改めた。

建設廳公路管理局の設置に決した。

十月日支事變に依つて厦門國稅收入は一箇月十三萬元で平時の約三分の一に減少した。

十月二十六日、日本海軍は金門島を占領した。

廈門市政府は十一月二十七日から十六歳以上四十歳未満の壯丁の出境を禁止することにした。

日支事變の爲に福建在住の日本人は七月下旬頃から若干引揚を開始し、福州は八月十五日、廈門は同月二十五日、日本領事官から各引揚命令が發せられた後に、引揚數を増加し、九月十二日基隆入港の香港丸便を最後とし、總數に於て福州よりは内地人三百八十九名、本島人一千四百六十七名、合計一千八百五十六名、廈門よりは内地人三百八十三名、本島人五千三十四名、朝鮮人三十九名、合計五千七百三十六名の引揚を見たのである。

又時局の影響に依る商店の開閉を見るに、九、十二箇月間に於て新開九十四軒(福州七十三軒、廈門二十軒、其他一軒)に對し、閉店四百三十軒(福州百五十一軒、廈門百)に達した。

十二月戰時警察を組織した。

一九三八年(民國二十七年) 二月閩江々岸の造林六箇年計畫を樹立した。

時局の爲に福建省政府は移轉に決し、軍事及黨務機關を除くの外、民政廳は四月二十九日、衛生處は五月一日、建設廳は同月三日、財政廳は同月五日、會計處は同月七日、教育廳及廳秘書處は各同月九日何れも永安に移り、其の他水警隊は南平に、省立科學館は沙縣に移つた。

五月十日、日本海軍陸戰隊は廈門島に上陸し、翌十一日全島を征略した。日本軍占領當時廈門市の殘留民は一萬人を下り、鼓浪嶼は避難民の爲に人口約三倍の十萬人を越えた。

六月二十日廈門市に治安維持會が成立した。

昭和十三年八月三十一日印刷

昭和十三年九月 十日發行

臺灣總督府熱帶產業調查會

臺北市新富町一丁目百九十四番地

印刷者 楊 成 茂

臺北市新富町一丁目百九十四番地

印刷所 光明社印刷商會

中華民國二十一年十月十日
廣東省政府
財政廳
第一二二二號
廣東省政府
財政廳
第一二二二號

